

“Hello Chiba”

ハローちば

せいかつ ほん にほんご
生活の本(やさしい日本語)

ひ ねん がつ
つくった 日:2025年3月

つくった ところ:

ちばけんそうごうきかくぶこくさいか
千葉県総合企画部国際課

せいかつほん 生活の本「ハローちば」

もくじ 目次

1 困ったとき

たす 助けが 必要なとき	1
がいこくじんそうだんまどぐち 外国人相談窓口	3

2 地震・台風・火事などのために 準備すること

いま 今、起きていることを 知る	13
いえ 家で やっておくこと	13
じしん 地震が きたときに すること	14
たいふう 台風・つよい 雨	16
かじ 火事	17

3 役所の 手続き

じゅうしょ 住所<住む 場所>の 手続き、引っ越したときの 手手続き	19
せいど マイナンバー制度	19
けっこん 結婚をしたとき [婚姻届]	20
りこん 離婚<夫・妻と別れる>をしたとき [離婚届]	20
おなかに 赤ちゃんが できたとき [母子健康手帳]	20
こ 子どもが 生まれたとき [出生届]	21
こ 子どもを 育てるときのお金 [児童手当]	21
し 死んだとき [死亡届]	21
じどうしゃ 自動車、土地、家を 買うとき、契約	22
か <買うときや かりるときの 約束>をするとき [印鑑登録]	
ざいりゆう 在留の手続き	22
ぜいきん 税金	28

4 健康管理	
病院	32
医療保険<病気やけがのときにつかう保険>	33
介護保険<生活のせわをしてもらうための保険>	34
健診<体が元気かしらべる>	34
母子健康手帳	35
予防接種<病気をふせぐ注射>	35
5 教育	
日本の教育	37
幼稚園・保育所	38
小学校・中学校	38
途中入学(編入学)	38
高等学校(高校)	38
大学・短期大学(短大)	40
日本語教育<日本語の勉強>	41
6 働く	
日本で働くためには	43
日本で仕事をさがすとき	43
[ハローワーク(公共職業安定所)<仕事をさがすところ>]	
労働契約<仕事の約束>をする	47
労働相談<仕事に関係する相談>	48
労働保険制度<はたらく人のための保険>	49
年金制度<年をとったときなどにもらえるお金>	50
(国民年金・厚生年金保険)	
7 住むところ	
家やアパートを借りるとき	52
電気・ガス・水道	54
引っ越し	55

8 每日の生活	
日本の 祝日	56
覚えておくと 便利なこと	56
ごみの すて方	57
ペットを 家でかうとき	57
買い物や サービスで こまつたとき	58
銀行で 口座<お金をあずけるところ>を つくるとき	60
水道や 電気などの お金を はらう	60
新聞	61
テレビ・ラジオ	61
図書館	61
遊びにいくところ	62
9 手紙や 荷物を おくる、電話を かける	
郵便	63
宅配便<荷物を おくる>	64
電話	64
10 交通	
交通について	67
電車	67
バス	68
タクシー	68
自動車の 運転	69
原動機付き自転車（原付バイク）	71
ペダル付き電動バイク	71
日本の 交通について まもってほしいこと	71
11 行政機関	
東京にある在外公館	74
県内の市役所、町・村役場	78
国際交流協会	80

■ 助けが 必要なとき

◇交通事故、ものを盗まれた、けがをさせられたとき(警察)
 電話 110 (お金はかかりません)

耳がきこえない人、話ができない人:

*千葉県警察メール 110番: <https://chiba110.jp>

*110番アプリシステム: 専用アプリをダウンロード

(詳しいことは 警察庁のホームページを見てください)

*千葉県警察ファックス 110番: 0120-110-294

(お金はかかりません)

① 電話で 110 を おすと 警察が 話します。

② 名前、今いるところ、おこっていることを いって ください。

日本語	ローマ字 Roman characters
交通事故です	Kotsu jiko desu.
泥棒です	Dorobo desu.
けんかです	Kenka desu.
場所は ()です	Basho wa () desu.
住所は ()です	Jusho wa () desu.
名前は ()です	Namae wa () desu.
電話番号は ()です	Denwa bango wa () desu.

③ 交通事故のときは、けがをした人を、先に助けます。救急車を よぶときは、119番に 電話して ください。だからと 交通事故を おこしたときは、その人の 名前、自動車などの 保険の 番号、住所、電話番号を きいて ください。

◇交番(KOBAN、けいさつ の 小さな たてもの)

千葉県警察ホームページ <https://www.police.pref.chiba.jp/>

ものを とられたり、けがを させられた ときは、警察(110番)に 電話するか、ちかくの 交番に いって ください。

警察の人は 夜に まちを みまわります。悪いことが おこらないように します。

* 警察について 相談したいとき

千葉県警察本部「相談サポートコーナー」

(電話: 043-227-9110)

月曜日から 金曜日の 午前8時30分から 午後5時15分まで。祝日は 休みです。

◇火事、救急車(急な 病気、大きな けが)

電話: 119 (お金は かかりません)

電話で 119 を おすと 消防署が 話します。

日本語 Japanese	ローマ字 Roman characters
火事です	Kaji desu
救急車を お願いします	Kyukyusha wo Onegaishimasu
()が (病気・けが)です *いま おこっていることを いって ください。 *アレルギーなどの 注意が 必要な 話も いって ください。	() ga (Byouki/Kega) desu
場所は ()です	Basho wa () desu
住所は ()です	Jusho wa () desu.
名前は ()です	Namae wa () desu
電話番号は ()です	Denwabango wa () desu

どんな 病気や けがをしているか

日本語	ローマ字 Roman characters
出血<血が でる>	Shukketsu
骨折<骨が おれる>	Kossetsu
火傷<あついもので からだが やける>	Yakedo
呼吸困難<息が くるしい>	Kokyu konnan
痙攣<体が 引きつる>	Keiren
胸が 苦しい	Mune ga kurushii
高熱<高い 热が ある>	Konetsu
胃<おなか>が 痛い	I ga itai
意識不明<呼んでも こたえない>	Ishiki fumei

◇急な 病気のための 準備

①急な 病気などのときに よくいく病院を きめてください。ほかの 病院を おしえてくれたり、予約をしてくれたりします。

②マイナンバーカードと、病院に はらう お金を 20,000円くらい、いつも 準備して ください。

③いつも いく 病院がある場合、診察券<カード>も 準備して ください。

*救急医療問診表<体の どこが わるいか 説明する 紙>

(日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、タイ語、ポルトガル語、タガログ語、ペルシャ語)

http://www.qq.pref.chiba.lg.jp/pb_medicalchecklist

◇千葉県で 夜や 休みの 日に あいている 病院

夜や 休みの日に あいている 病院などは、市町村の 広報紙<役所の 新聞>などに かいています。

「ちば救急医療ネット」で みることができます。日本語だけの 病院も あります。詳しいことは、千葉県
がいこくじんそうだん
外国人相談に きいて ください(電話: 043-297-2966)。

・ちば救急医療ネット(日本語) <https://www.qq.pref.chiba.lg.jp/>

■ 外国人相談窓口

そうだん 相談を う 受ける ところ	でんわ 電話	じゅうしょ 住所	ことば	あいている ひ 日	じかん 時間
ちば国際コン ベンションビュ ーロー・ 千葉県国際 交流センター	043-297-2966	〒261-8501 千葉市美浜区 中瀬 1-3 幕張 テクノガーデン D棟14階	英語 中国語 スペイン語 タガログ語 ベトナム語 韓国語 ネパール語 タイ語 ポルトガル語 インドネシア語 ロシア語 ヒンディー語	月曜日から 金曜日まで	午前9時から 昼の 12時まで と 午後1時から 午後4時まで

相談をう受けけるところ	電話	住所	ことば	あいているひ日	時間
千葉市国際交流協会 〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル デイング 2F	043-306-1034	千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル デイング 2F	英語	月曜日、 金曜日 水曜日、 木曜日、 土曜日 火曜日	午前9時から 午後3時30分まで 午前9時から 午後4時30分まで 午前9時から 午後7時30分まで
			中国語	月曜日、 火曜日、 木曜日、 水曜日 金曜日	午前9時から 午後7時30分まで 午後2時から 午後7時30分まで 午前9時から 午後3時30分まで
			韓国語	水曜日、 金曜日、 土曜日	午後2時から 午後7時30分まで 午前9時から 午後3時30分まで
			スペイン語	月曜日、 木曜日、 土曜日	午後2時から 午後7時30分まで 午前10時から 午後4時30分まで
			ベトナム語	月曜日、 木曜日、 金曜日、	午前10時から 午後4時30分まで
			ウクライナ語	火曜日、 水曜日、 金曜日	午前10時から 午後3時30分まで

相談を受けるところ	電話	住所	ことば	あいている日	時間
八千代市	047-487-6310	〒276-0027 八千代市村上 だんち 団地2-9-103	英語 スペイン語 ポルトガル語	月曜日から 土曜日まで	午前9時から 午後5時まで (外国語の相談は 午後1時から午後 4時まで)
市川市	047-712-8675	〒272-8501 市川市八幡 1-1-1	英語 中国語 スペイン語 韓国語 ポルトガル語 タガログ語 ベトナム語 タイ語 ロシア語 フランス語 ネパール語 ヒンディー語 インドネシア語 クメール語 ビルマ語 ウクライナ語 マレー語 モンゴル語 シンハラ語 ウルドゥー語 ベンガル語 アラビア語	月曜日から 金曜日まで	午前10時から 午後5時まで
	047-712-8675	〒272-0192 市川市末広 1-1-31			

相談を受けるところ	電話	住所	ことば	あいている日	時間
船橋市	050-3101-3495	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25	英語 中国語 韓国語 ベトナム語 ネパール語 インドネシア語 タガログ語 タイ語 ポルトガル語 スペイン語 ヒンディー語	月曜日から 金曜日まで	午前9時から 午後5時まで
浦安市	047-712-6910	〒279-8501 浦安市猫実1-1-1	英語 フランス語 ロシア語 ポーランド語 中国語	月曜日から 金曜日まで 火曜日 月曜日、 金曜日	午前10時から 昼の12時まで 午後1時から 午後4時まで
松戸市	047-366-9151	〒271-8588 松戸市根本387-5	英語 中国語 韓国語 ポルトガル語 スペイン語 ロシア語 インドネシア語 ヒンディー語 ベトナム語 ネパール語 タイ語 フランス語 タガログ語	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から 午後4時30分まで

相談を受けるところ	電話	住所	ことば	あいている日	時間
ながれやまし 流山市	04-7128-6007	〒270-0111 えどがわだいひがし 江戸川台東1 ちょうめばんち 丁目4番地(JA ながれやまし ない 流山市ビル内) 3F	えいご 英語	げつ曜日、 月曜日、 すいようび 水曜日、 きんようび 金曜日	ごぜんじ 午前10時から ひるじ 昼の12時までと ごごじ 午後1時から ごごじ 午後4時まで
かまがやし 鎌ヶ谷市	047-442-1850	〒273-0101 かまがやしとみおか 鎌ヶ谷市富岡 1-1-3	えいご 英語 ちゅうごくご 中国語 スペイン語 タガログ語	まいしゅう 毎週 かわります	ごぜんじ 午前10時から ごごじ 午後4時まで
かしわし 柏市	04-7168-1033	〒277-8505 かしわしかしわ 柏市柏 5-10- 1	えいご 英語 ちゅうごくご 中国語 スペイン語 かんごくご 韓国語	もくようび 木曜日 すいようび 水曜日、 きんようび 金曜日 げつようび 月曜日 まいつき 毎月 だいかようび 第2火曜日と だいかようび 第4火曜日	ごごじ 午後1時から ごごじ 午後5時まで
あびこし 我孫子市	04-7183-1231	〒270-1166 あびこし 我孫子市 あびこ 我孫子4-11-1 あびこ市民プラザ	えいご 英語 ちゅうごくご 中国語 スペイン語 かんごくご 韓国語 タイ語 フランス語	げつようび 月曜日、 かようび 火曜日、 すいようび 水曜日、 きんようび 金曜日、 どようび 土曜日、 にちようび 日曜日	ご 1 0 時 から 5 時 まで

相談を受けるところ	電話	住所	ことば	あいている日	時間
成田市	0476-20-1507	〒286-8585 成田市 花崎町 760	えいご 英語 ちゅうごくご 中国語 かんこくご 韓国語 ポルトガル語 スペイン語 タイ語 ベトナム語 インドネシア語 タガログ語 ネパール語 ヒンディー語 マレー語 ミャンマー語	げつようび 月曜日から きんようび 金曜日まで	午 今 5時まで
			ロシア語 フランス語	げつようび 月曜日から きんようび 金曜日まで	
佐倉市	043-484-6326	〒285-0025 佐倉市鎧木町 レインボープラザ 佐倉	えいご 英語 ちゅうごくご 中国語 スペイン語 ダリー語	げつようび 月曜日から きんようび 金曜日まで よやく (予約してく ださい)	午前10時から ひる 昼の 12時まで ごご 午後1時から
四街道市	043-312-6173	〒284-003 四街道市鹿渡 2001-10	えいご 英語 ちゅうごくご 中国語	げつようび 月曜日、 すいようび 水曜日、 きんようび 金曜日、	午前10時から ごご 午後3時まで
印西市	0476-33-4068	〒270-1396 印西市大森 2364-2	にほんご 日本語	まいつきだい 毎月第3 すいようび 水曜日 よやく (予約してく ださい)	午前9時から ごご 午後4時まで
白井市	047-401-5998	〒270-1492 白井市復1123	えいご 英語 その他の げんご 言語 (翻訳機)	げつようび 月曜日から きんようび 金曜日まで	午前8時30分から ごご 午後5時15分まで

相談を受けるところ	電話	住所	ことば	あいている日	時間
富里市	0476-93-1117	〒286-0292 富里市七栄 652-1	英語 タガログ語	月曜日から 金曜日まで	午前9時から 午後5時まで
東金市	0475-50-1114	〒283-8511 東金市東岩崎 1-1	英語 中国語 韓国語 スペイン語 ポルトガル語 タガログ語 ベトナム語 ネパール語	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで
			タイ語 ヒンディー語 インドネシア語 ビルマ語 マレー語	月曜日から 金曜日まで	午前9時から 午後5時15分まで
			フランス語 ロシア語	月曜日から 金曜日まで	午前10時から 午後5時15分まで
			ウクライナ語	(予約してく ださい)	
茂原市	0475-20-1651	〒297-8511 茂原市道表1	英語 その他 の 言語 (翻訳機)	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで
鴨川市	04-7093-5931	〒296-8601 鴨川市横渚 1450	英語 タガログ語 その他 の 言語 (翻訳機)	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から 午後1時から 午後4時30分まで

相談を受けるところ	電話	住所	ことば	あいている日	時間
君津市	0439-54-9877	〒299-1152 君津市久保 2-11-21	英語 中国語 韓国語 タガログ語	火曜日 木曜日 金曜日 (予約してく ださい) ※電話での 相談はでき ません	午前9時から 午後4時まで
市原市	0436-23-9866	〒290-8501 市原市国分寺 台中央 1-1-1	英語	火曜日、 金曜日	午前9時30分から 午後の12時まで
	0436-24-3934	〒290-0081 市原市 五井中央西 1- 1-25 サンプラザ 市原2階五井 支所	スペイン語 ポルトガル語	毎月第1 金曜日と第3 金曜日 毎月第1 水曜日と第3 水曜日	午後1時から 午後4時 午前9時から午の 12時まで

◇法テラス多言語情報提供サービス<法律の相談>

法律の相談ができます。借金<お金をかりている>、離婚<夫・妻と別れたい>、労働<しごとの問題>、事故などについて、きくことができます。通訳がいます。日本の法律のことをおしゃえます。弁護士会など専門の人を紹介します。

電話相談

電話:0570-078377

*通訳をいれて3人で話すことができます。

言葉:英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語

あいている日と時間:月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで

ほう ちば
・法テラス千葉

でんわ 電話: 050-3383-5381

じゅうしょ ちばしちゅうおうくちゅうおう
住所: 千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2階

ほう まつど
・法テラス松戸

でんわ 電話: 050-3383-5388

じゅうしょ まつどしまつど まつどしょうこうかいぎしおかいかん かい
住所: 松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3階

<http://www.houterasu.or.jp/>

がいこくじん じんけんそうだん さべつ そうだん ほうむしょう
◇外国人のための 人権相談<いじめられたり 差別されたときの 相談>(法務省)

でんわ 電話 0570-090911

ことば えいご ちゅうごくご かんこくご ご ご ご ご ご ご
言葉: 英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インド
ネシア語、タイ語

ひ じかん げつようび きんようび ごぜん じ ご ご じ
あいている 日と 時間: 月曜日から 金曜日までの 午前9時から 午後5時まで

インターネット <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

がいこくご じんけんそうだんうけつけまどぐち
・外国語インターネット人権相談受付窓口

インターネットで相談できます。

いつも相談できます。

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>

がいこくじんけっかくでんわ こうえきざいだんほうじんけっかくよぼうかい
◇外国人結核電話相談 (公益財団法人結核予防会)

でんわ 電話: 03-3292-1218・1219

FAX: 03-3292-1290

ことば えいご かんこくご よやく ちゅうごくご ご ご ご ご
言葉: 英語、韓国語(予約してください)、中国語、ベトナム語、ミャンマー語(午前だけ)、ネパール語
だい かようび ごぜん だい かようび ごぜん ごぜん ごぜん
(第2火曜日の午前と第3火曜日の午前だけ)

ひ じかん まいしゅう かようび ごぜん じ ひろ じ ご ご じ ご ご じ
あいている 日と 時間: 每週 火曜日の 午前10時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後3時ま

で

FAX は いつも 受け付けています。

がいこくご そうだん おつと かれし かね そうだん
◇外国語によるDV相談<夫や 彼氏が たたく、お金をくれないなどの 相談>

じょせい (女性サポートセンター)

でんわ 電話: 043-206-8002 言葉: 英語、中国語、韓国語、タガログ語

*よやく *予約してください。

*じょせい *女性が 相談できます。

*24時間、365日 相談できます。外国語は 電話の 相談が できません。直接 行って ください。

◇子ども・若者の悩みの相談(ライトハウスちば)

電話:043-420-8066

言葉:英語、中国語

*外国語で 相談できる日は 下の URL から 見ることができます。

<https://lighthouse.pref.chiba.lg.jp/tel>

◇ファミリーセンター・ヴィオラ 外国語による福祉相談<子どもの 問題>

電話:0438-53-3453

言葉: ベトナム語、タイ語

◇日本語ができる人は 下の ところに 相談できます。(千葉県)

・交通事故の 相談 電話:043-223-2264

・法律の 相談 電話:043-223-2249、043-223-2250

(予約して ください)

・病気や けがの 相談 電話:043-223-3636

・救急安心電話相談<病院に行くか、救急車を呼ぶか、迷ったときの相談>

電話:#7119 または 03-6810-1636

(あいている 日と 時間:月曜日から 土曜日の 午後6時から 次の日の午前8時まで
日曜日と祝日は 午前9時から 次の日の午前8時まで)

・こども急病電話相談<夜に こどもの具合が 悪くなったときの相談>

電話:#8000 または 043-242-9939

(あいている 時間:午後7時から 次の日の午前8時まで)

いまおし ■今、起きていることを 知る

◇千葉県防災ポータルサイト

した し えいご かんこくご ちゅうごくご ご か
下の ようなことを 知ることが できます。英語・韓国語・中国語・スペイン語・ポルトガル語で 書いている
ページも あります。

ちばけん じしん つなみ たいふう
・千葉県の 地震・津波・台風など

ひなんし じ れんらく じょうほう ひなんじょ
・避難指示<にげてくださいといふ 連絡>情報、避難所<にげる ところ>のあるところ

ばしょ
・あぶない 場所など、すぐに 知ってほしいこと

てんきよほう ちゅういほう けいほう あめ おお
・天気予報 (注意報・警報・雨の多さなど)

でんしゃ どうろ と
・電車や 道路の 止まっているところ

でんき すいどう
・電気や 水道

<http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/>

◇外国人のための情報アプリ 「Safety tips」<スマホで みられます>

じしん つなみ じょうほう
このアプリは、地震や 津波などのとき やくに たつ 情報があります。いろいろな ことばで みることができます。

した
・下の URLから ダウンロードして ください

Android: <https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.co.rcsc.safetyTips.android>

iPhone: <https://itunes.apple.com/jp/app/safety-tips/id858357174>

◇NHK WORLD-JAPAN<災害の 情報が スマホで みられます>

じしん たいふう あたら
地震や 台風が きたときに、新しい ニュースを おしえます。

<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/app/>

いえ ■家で やっておくこと

◇準備しておくもの

じしん たいふう でんき すいどう せいかつ ひつよう もの なが
地震や 台風が きたときには、電気・ガス・水道などの 生活に必要なものや、物の流れが ストップす
ることがあります。その時のために、少なくとも 3日分、できれば 1週間分の 食べものや 日用品(生活
ひつよう もの か いえ お
に必要な物)を 買ってください。それを 家に 置いてください。

た おお か さいがい みせ ふる た
食べものは いつも 多く 買っておきます。災害で 店に いけないときが あります。古いものから 食べ
て ください。食べたものを 新しく 買ってください。これを「ローリングストック」と いいます。

なが あいだ た もの せいかつ ひつよう いえ お
長い間 食べ物や 生活に必要なものを 家に置くことができます。カセットコンロがあると、あたたかいも
のを 食べることができます。

[家に いつも おいておく もの]

- 水(1人 1日 3リットル、1週間分)、カセットコンロ、カセットボンベ<かえの ガス>、食べもの(米、カップラーメン、レトルト食品<パックの カレーなど>、おかしなど)
- 小さい ラジオ、非常用トイレ、携帯電話の バッテリー、懐中電灯<もちはこびの できる ライト>、ゴミ袋
- よく使う 薬、生理用品<ナプキンやタンポン>、粉ミルク<赤ちゃんの のむ ミルク>、オムツ<赤ちゃん、としを とった人>など

[にげるときに もっていくもの]

□水、□食べもの、□携帯電話の バッテリー、□懐中電灯、□ヘルメット、防災ずきん<頭に かぶるものの>、□常備薬、□お金、□通帳、はんこ、□タオル、□服、下着、□マスク、□かつば、レインコート、□ティッシュペーパー、□ライター、ろうそく、□ゴミ袋など

◇家が こわれないために すること

ふるい 家や 木の 家、地面が よわいところに ある 家、1階の 壁が すぐない 家などは、耐震診断<どれだけ 地震につよいか しらべる>をして ください。地震に 強い 家にして ください。
大きな 家具は 動かないようにして ください。ねる 部屋や 子どもの 部屋に 大きな 家具を おかないで ください。にげるときに あぶないです。家具を おく 場所を よく 考えて ください。窓に飛散防止フィルム<われた ガラスが とばないようにするもの>を はって ください。
「感震ブレーカー」は、地震が くると 電気を とめる 機械です。火事が おきにくいです。

◇危険な 場所や 避難場所<にげるところ>を しつて ください

台風や つよい 雨、津波などが きたとき、あぶない場所を 知って ください。役所の ハザードマップ<あぶない 場所を おしえる 地図>などで 知ることができます。
避難の場所と いく道を 知って ください。安全に にげることができます。つよい 雨のときと 津波のときで、避難場所がちがうかもしません。

◇防災訓練<地震などが きたときのための 練習>

日本は 地震が 多い 国です。役所や 近所で 防災訓練を するときは、必ず いって ください。
地震などが きたとき、どうすればいいか 知って ください。

■地震が きたときに すること

①緊急地震速報

地震が くる すぐ まえに、緊急地震速報が テレビや ラジオに でることがあります。ゆれる まえの みじかい 時間で、自分の からだを まもる 準備をして ください。

②地震が きたとき

テーブルや つくえの 下へ いって、からだを まもって ください。地震が おわるまで 待って ください。

③地震の ゆれが 止まったとき

海や 山の近くの人は すぐに にげてください。津波や 山くずれが くるかもしれません。
すぐに 火を止めて ください。ドアや 窓を あけて にげる 道を つくって ください。

④にげる、家族が 大丈夫か 知る

ラジオなどで 正しい 話を きいて ください。家が こわれそうなときは、にげて ください。準備してい
たものを もって、くつを はいて、あるいは にげて ください。
電気の ブレーカーを 止めてから にげて ください。感震ブレーカーがあれば、機械が 電気を 止
めってくれます。

はなれたところに いる 家族が 大丈夫か 知って ください。電話は できるだけ つか
い。災害用伝言サービス<メッセージを のこすことが できる>を 使って ください。家族に 連絡す
ることができます。

・災害用伝言ダイヤル(171)

<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>

・Web171

<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171/index.html>

・携帯電話災害用伝言版

〈NTT ドコモ〉

<https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/index.html> (日本語)

<https://www.nttdocomo.co.jp/english/info/disaster/index.html> (英語)

〈au〉

<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/> (日本語)

<https://www.au.com/english/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/> (英語)

〈ソフトバンク〉

<https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/boards/> (日本語)

〈ワイモバイル〉

<http://www.ymobile.jp/service/dengon> (日本語)

〈楽天モバイル〉

https://network.mobile.rakuten.co.jp/service/disaster_board/ (日本語)

⑤人を たすける

大きな 地震などのときは すぐに たすけに くることが できません。ちかくの 家の 人と 一緒に 火
を けして ください。けがをした人を たすけて ください。防災訓練へ いって、練習して ください。

⑥避難所<にげるところ>

すべての市や町や村にあります。

お金はかかりません。誰でも使えます。泊まることができます。

ラジオなどのニュースをきいてください。

食べるものはあります。最初は家からもってきたものを食べてください。

避難所では、ほかの人とたすけあいましょう。

◇津波

千葉県の東、西、南側は海があります。地震のあとで津波がくるかもしれません。海のちかくにいるときに地震がきたら、できるだけ海からとおい、高いところへにげてください。

<津波について注意すること>

①強い地震がきたときは、すぐに海からとおい、高いところへにげてください。弱い地震でも、長いあいだゆっくりとゆれたときは、にげてください。

②ゆれていないときも、津波警報<津波がすぐにくることを知らせる>がでたときは、すぐににげてください。

③津波は何回もきます。警報がなくなるまで家にかえらないでください。

地震や台風などのときによくつかう日本語

ひなん 避難	にげること
たかだい 高台	たか 高いところ
うかい 迂回	いつもとちがう道をいく
あんび 安否	だいじょうぶ 大丈夫かどうか
ていでん 停電	でんき 電気が止まる
だんすい 断水	すいどう みず 水道の水がでなくなる
きゅうすいしゃ 給水車	みず くば くるま 水を配る車
ふつう 不通	とおることができない

■台風・つよい雨

日本には、毎年多くの台風がきます。強い風や雨で、死ぬ人やけがをする人がいます。天気に注意して、はやくから準備してください。役所から避難情報<にげるお知らせ>がでたときは、すぐににげてください。

◇台風・つよい 雨のための 準備

- ① 家のまわりをしらべてください。風で飛んでいきそうなものはぜんぶ家のなかへいれてください。または、飛ばないようにしてください。川から水がきそうなところでは、家具や食べものなどを2階など家の高い場所へもつていってください。
- ② 電気が止まるかもしません。懐中電灯やラジオ、携帯電話のバッテリーなどを準備してください。
- ③ 水が止まるかもしません。飲む水を準備してください。
- ④ 天気予報(警報、注意報、雨の多さ)をみてください。
- ⑤ できるだけ外へ出ないでください。台風がくるまえでも、電車やバスが止まることがあります。テレビ、ラジオ、インターネットでみてください。
- ⑥ 病気の人や子ども、あるけない人を安全な場所へつれていってください。
- ⑦ 役所のお知らせに注意して、できるだけはやくにげてください。にげるのに時間がかかる家族がいるときは、はやくにげてください。

◇にげる

「警戒レベル」をみて、いつにげればいいか考えます。警戒レベル3「高齢者等避難」、4「避難指示」がでたときは、すぐににげてください。

[警戒レベル1] 台風などの準備ができるかしらべてください。気象庁から「早期注意情報」ができます。

[警戒レベル2] 避難場所へいく道をたしかめてください。気象庁から「気象注意報」がでます。

[警戒レベル3] にげるのに時間がかかる人はにげてください。年をとった人やあるけない人、子どもなどです。役所から「高齢者等避難」がでます。

[警戒レベル4] 危ない場所からぜんぶの人がにげてください。役所から「避難指示」がでます。

[警戒レベル5] 災害がおこったまたは住んでいる場所のすぐ近くまできてします。家やまちがこわれています。自分が死なないように命をまもってください。役所から「緊急安全確保」がでます。

■火事

日本の家やアパートは木でできています。畳や紙の戸など、火がつきやすいものが多あります。火事をおこさないようにいつも注意してください。

◇火事を おこさないために 大事なこと

- ① ベッドやふとんの上で たばこを すうことは 絶対に やめて ください。
- ② ストーブは 火が つきやすいものから とおい ところに おいてください。
- ③ ガスコンロなどの ちかくに いないときは、必ず 火を けして ください。
- ④ 住宅用火災警報器を つける 必要が あります。
- ⑤ ふとん、服、カーテンに 火が つくかも しれません。火が つきにくいものを 使って ください。
- ⑥ 火が 小さいうちに 消すことが 大事です。住宅用消火器<火を けす 道具>を 家に おいて ください。
- ⑦ 家のちかくの人を 助けることが できるようにして ください。

日本で生活するときは、役所でいろいろな手続き(住民登録、出生届、婚姻届、離婚届、死亡届、印鑑登録、国民健康保険、税金など)が必要です。あなたが住んでいる市区町村の役所でほとんどの手続きができます。これらの手続きをするといろいろなものをもらうことができます。

■ 住所<住む 場所>の 手続き、引っ越ししたときの 手続き

住所<住む 場所>を役所におしえてください。日本人とおなじように、外国人も住民票<住所を証明する紙>をもらうことができます。

◇新しく日本へきた人

日本へ入ったとき、空港などで在留カードをもらった人は(*)は、住所がきまってから14日以内に、役所で手続きをしてください。在留カードをもっていってください。
(*)パスポートに「在留カードを後日交付する<あとでわたす>」と書かれた人は、パスポートをもっていってください。

◇引っ越しした人

中長期在留者の人で日本の中で住所が変わったときは、引っ越しした日から14日以内に、役所で手続きをしてください。在留カードをもっていってください。

■ マイナンバー制度

住民票がある外国人(中長期在留者、特別永住者など)は、日本人とおなじように役所からマイナンバーという番号をもらいます。マイナンバーは12この数字です。1人に1つ番号があります。この番号は、保険、年金、税金の手続きや、地震などのとき、生きているかどうか知るためにつかいます。

◇マイナンバーカード

マイナンバーカードを受け取るには、申しこむ必要があります。郵送やスマートフォン、パソコンなどで、申しこむことができます。マイナンバーカードは、本人かどうか確かめるための身分証明書として使うことができます。病院に行く時や、コンビニエンスストアで住民票の写し(コピー)などをとる時に使います。また、在留資格の手続きをオンラインで申しこむことができます。

(マイナンバーについて)

<https://www.kojinbango-card.go.jp>

■ 結婚をしたとき[婚姻届]

日本で 結婚する 場合、日本人は 住んでいる ところの 役所に 戸籍謄本を 出して ください。
 外国人は 下に書いてあるものを 出してください。外国語の 場合は、日本語の 翻訳も 必要です。
 自分の 国の 大使館か 領事館で 手続きするときは、婚姻届受理証明書を 出して ください。役所で
 もらえます。在留や 住所について 変わることが ある 場合も、手続きが 必要です。
 詳しいことは、市区町村の 役所に きいて ください。

[必要なもの]

- ①婚姻届出書(市区町村の 役所に あります。)
- ②婚姻要件具備証明書(今、ほかの人と 結婚していないということを 書いた紙です。自分の 国の
政府が つくったものです。戸籍がある 国の人は、戸籍謄本のことです。)
 - ・日本にある 大使館か 領事館で つくるてもらいます。
 - ・日本語以外の ことばで かれている 場合は、日本語の 翻訳が いります。翻訳した人の 名前が
必要です。
- ③パスポート
必要な ものについては、市区町村の 役所に きいて ください。

■ 離婚<夫・妻と別れる>をしたとき[離婚届]

どちらかが 日本人の 場合、夫と 妻の 両方が 別れたいと思ったら、話し合って離婚することができる
 ます。住んでいる ところの 役所に 下に 書いてあるものを 出して ください。
 夫と 妻の 両方が 外国人の場合は、離婚が できないことも あります。詳しいことは、両方の 国の
 大使館か 領事館と、今住んでいる ところの 役所に きいて ください。

[必要なもの]

- ①離婚届
- ②日本人配偶者<夫や 妻>の 戸籍謄本
- ③日本人配偶者の 住民票
- ④パスポート
必要な ものについては、市区町村の 役所に きいて ください。

■ おなかに 赤ちゃんが できたとき[母子健康手帳]

おなかに 赤ちゃんが できたときは、役所に 妊娠届<赤ちゃんができましたという しらせ>を 出してください。「母子健康手帳」を もらうことが できます。子どもの 予防接種<病気を ふせぐ 注射>や
 健康診査<体重や 檢査の 結果>などのことを かく ノートです。(→35 ページ)

詳しいことは、市区町村の役所にきいてください。

■ 子どもが生まれたとき[出生届]

◇ 国籍

親のどちらかが日本人で、結婚の届を役所に提出している人の子どもは日本国籍をとることができます。日本以外の国籍も両方とも人は、22歳までにどちらかの国籍をえらんでください。親が2人とも外国籍の場合は、日本で生まれても日本国籍をとることができません。親の国の法律をみてください。

◇ 生まれたときの手続き

- ① 子どもが生まれてから14日以内に、生まれたところの役所の住民課に出生届を出してください。出生届の紙は、役所もありますが、ふつう、子どもが生まれた病院でもらいます。
・出生届といっしょに、役所に母子健康手帳をもっていってください。出生届出済証明く役所の印鑑>がもらえます。子どもがいる人がもらえるお金があります。子どもが病院へいくときにかかるお金や、児童手当<子どもを育てるときにかかるお金>、出産育児一時金<子どもが生まれたときにもらえるお金>(国民健康保険にはいっている人だけ)などです。この手続きも市区町村の役所でいっしょにします。
- ② 自分の国の大使館か領事館に出生届を出してください。子どものパスポートをつくってもらることができます。
- ③ 日本で生まれた子どもが、60日以上日本にいる場合は、在留資格の取得許可申請が必要です。子どもが生まれてから30日以内に住んでいるところの出入国在留管理局へいってください。(→27ページ生まれた子どもの在留資格をとるを見てください)

■ 子どもを育てるときのお金[児童手当]

子どもを育てている人は、子どもが中学校を出るまで、児童手当をもらうことができます。子ども1人で、毎月1万円です。3歳になるまえの子どもと、3人目からの子どもが小学生までのあいだは、1万5千円(2012年4月から)です。

このお金をもらうには、住んでいるところの役所で手続きが必要です。詳しいことは、役所にきいてください。

■ 死んだとき[死亡届]

人が死んだときは、7日以内に住んでいるところの役所で死亡届を出してください。医者か検死官<死んだ人のことをしらべる人>がつくった死亡診断書をもっていってください。自分の国の大使館か領事館にもしらせてください。死んだ人の在留カードは出入国在留管理局へかえしてください。

■ 自動車、土地、家を 買うとき、契約<買うときや カりるときの 約束>をするとき [印鑑登録]

日本では、印鑑をよく使います。「ハンコ」ともいいます。サイン<名前を書くこと>と同じ意味があります。住んでいるところの役所で印鑑登録の手続きをした印鑑を「実印」といいます。印鑑登録をすると、「印鑑登録証(カード)」をもらうことができます。

自動車、土地、家を買うときや、ものを買ったり売ったりする契約のとき、実印や印鑑登録証明書が必要です。印鑑登録証明書は、住んでいるところの役所でつくってもらうことができます。印鑑登録証をもってください。

■ 在留の手続き

日本で生活するときは、出入国在留管理局で在留の手続きが必要です。出入国在留管理局では、パスポートに上陸許可証印をつけます。上陸許可証印には、「在留資格」(日本でできること)と、「在留期間」(いつまで日本にいることができるか)が書いてあります。在留資格に書いていないことをするときや、在留期間をすぎて日本にいたいときは、出入国在留管理局で手続きしてください。この手続きをしないと、日本にいられなくなることがあります。

入国・在留資格について詳しいことは、出入国在留管理局(→23ページ)か、下の「外国人在留支援センター」や、「外国人在留総合インフォメーションセンター」にきいてください。

◇外国人在留支援センター(FRESC)

(月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで)
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1四谷タワー13階
電話 0570-011000
電話 03-5363-3013(IP、外国から)

センターの中にある役所

出入国在留管理局
…外国人が住んでいる町を助けるところ
…出入国在留管理局にある書類や情報の開示請求<情報が見られるようにたのむ>ができるところ
東京出入国在留管理局四谷分庁舎(→23ページ)
…日本に住んでいる外国人や、外国人と働きたい会社の人が相談するところ
東京法務局人権擁護部

…差別を 受けた 外国人が 相談できる ところ

法テラス

…法律の 相談が できる ところ

東京労働局外国人特別相談・支援室

…仕事で 困っている 外国人を 助ける ところ

東京外国人雇用・サービスセンター

…高度外国人材<専門の 知識や 技術を 持つ 外国人>が 仕事を 探すとき 助ける ところ

外務省ビザ・インフォメーション

…ビザについて 相談できる ところ

日本貿易振興機構(ジェトロ)

…高度外国人材と 仕事がしたい 会社を 助ける ところ

◇東京出入国在留管理局四谷分庁舎(FRESC の 中に あります)

(月曜日から 金曜日の 午前9時から 午後5時まで)

相談に 行く前に 電話か ホームページで 予約して ください。

予約専用電話:03-5363-3025(21言語から選ぶことができます。)

予約専用フォーム:

日本語: <https://www12.webcas.net/form/pub/fresc/yoyaku-jpn>

英語: <https://www12.webcas.net/form/pub/fresc/yoyaku-eng>

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、

ネパール語

◇外国人在留総合インフォメーションセンター

(月曜日から 金曜日の 午前8時30分から 午後5時15分まで)

東京

〒108-8255 東京都港区港南5-5-30 出入国在留管理局内

電話 0570-013904

電話 03-5796-7112(IP、外国から)

メール info-tokyo@i-moj.go.jp

◇外国人総合相談支援センター<外国人が 相談できるところ>

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康センター「ハイジア」 11階

しんじゅく多文化共生プラザ内

TEL 03-3202-5535

英語、中国語：月曜日から 金曜日

ポルトガル語、スペイン語：月曜日、火曜日、水曜日

タガログ語：金曜日

インドネシア語：火曜日

ベトナム語：月曜日、水曜日

在留資格の 種類と 在留期間

A. 活動(何をするか)で きまる 在留資格

1. 働くことが できる

在留資格	在留期間
外交	外交の仕事をするあいだ
公用	5年、3年、1年、3か月、30日から15日
教授	5年、3年、1年から3か月
芸術	5年、3年、1年から3か月
宗教	5年、3年、1年から3か月
報道	5年、3年、1年から3か月
高度専門職	1号は5年、2号はおわるひがありません
経営・管理	5年、3年、1年、6か月、4か月から3か月
法律・会計業務	5年、3年、1年から3か月
医療	5年、3年、1年から3か月
研究	5年、3年、1年から3か月
教育	5年、3年、1年から3か月
技術・人文知識・国際業務	5年、3年、1年から3か月
企業内転勤	5年、3年、1年から3か月
介護	5年、3年、1年から3か月
興行	5年、3年、1年、6か月、3か月から30日
技能	5年、3年、1年から3か月
技能実習	法務大臣が決めたあいだ
特定技能	1号:1年。6か月から4か月ごとの更新<長くする> 2号:3年、1年、6か月

はたら
2. 働くことが できない

ざいりゅうし かく 在留資格	ざいりゅうき かん 在留期間
ぶんかかつどう 文化活動	ねん ねん げつ げつ 3年、1年、6か月か 3か月
たんきたいざい 短期滞在	にち にち にち 90日、30日か 15日
りゅうがく 留学	ほうむだいじん き 法務大臣が 決めた あいだ (4年3か月まで)
けんしゅう 研修	ねん げつ げつ 1年、6か月か 3か月
かぞくたいざい 家族滞在	ほうむだいじん き 法務大臣が 決めた あいだ (5年まで)

なに はたら
3. 何をするかで 働くことが できるか きまる

ざいりゅうし かく 在留資格	ざいりゅうき かん 在留期間
とくていかつどう 特定活動	ねん ねん ねん げつ げつ ほうむだいじん 5年、3年、1年、6か月、3か月か 法務大臣が 決めた あいだ。 ねん 5年まで。

にほん なが ひと ざいりゅうし かく
B. 日本に 長くいる人の 在留資格

ざいりゅうし かく 在留資格	ざいりゅうき かん 在留期間
えいじゅうしゃ 永住者	お ひ 終わる 日は ありません
にほんじん はいぐうしゃとう 日本人の配偶者等	ねん ねん ねん げつ 5年、3年、1年か 6か月
えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう 永住者の配偶者等	ねん ねん ねん げつ 5年、3年、1年か 6か月
ていじゅうしゃ 定住者	ねん ねん ねん げつ ほうむだいじん 5年、3年、1年、6か月か 法務大臣が 決めた あいだ。5年ま で。

しゆつにゆうこくざいりゅうかんりきょく
◇出入国在留管理局

とうきょうしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく
・東京出入国在留管理局

とうきょうとみなどくこうなん
東京都港区港南5-5-30

電話:0570-034259

03-5796-7234 (IP, 外国から)

かた しながわえきひがしち
いき方:JR品川駅東口の ⑧番乗り場から バスに のります。「品川埠頭循環」か 「東京入管出入国
ざいりゅうかんりきょくまえ お かえ」 とうきょうしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょくまえ
在留管理局前折り返しへ いく バスです。「東京出入国在留管理局前」で あります。

または、東京モノレールか りんかい線(埼京線と つながっています)の 「天王洲アイル駅」
ふん とうきょう せん さいきょうせん
から 15分 あるきます。

じかん げつようび きんようび ごぜん じ ごご じ
時間:月曜日から 金曜日の 午前9時から 午後4時まで

とうきょうしゅつにゅうこくざいりゆうかんりきょく ちば しゅっちょじょ
・東京出入国在留管理局 千葉出張所

ちば しちゅうおうくとん やちう ちば
 千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー3F

でんわ
電話:043-242-6597

じかん げつようび きんようび ごぜんじ ごごじ
 時間:月曜日から 金曜日の 午前9時から 午後4時まで

つか ひと せんよう くるま ばしょ
 ※使う人 専用の 車を とめる 場所は ありません。

とうきょうしゅつにゅうこくざいりゆうかんりきょく まつどしゅっちょじょ
・東京出入国在留管理局 松戸出張所

まつどしまつど
 松戸市松戸1307-1 キテミテマツド8F

でんわ
電話:047-701-5472

じかん げつようび きんようび ごぜんじ ごごじ
 時間:月曜日から 金曜日の 午前9時から 午後4時まで

つか ひと せんよう くるま ばしょ
 ※使う人 専用の 車を とめる 場所は ありません。

◇在留期間の 更新<長くする>

ざいりゅうきかん こうしん なが
 在留期間を 長くしたい 場合は、住んでいる ところの ちかくの 出入国在留管理局で 更新の 手続
 きを してください。在留期間が おわる まえに 手続きを してください。在留期間が 6か月以上 あ
 る 場合は、在留期間が おわる 3か月くらい まえから 手続きをすることができます。

ひつよう
[必要なもの]

- ① 在留期間更新許可申請書
 - ② 規則で きまっているもの(活動内容で ちがいます)
 - ③ パスポート または 在留資格証明書
 - ④ 在留カード または 外国人登録証明書
- てつづ
 手続きを かかる お金は 4,000円(収入印紙を 買って はります)

◇在留資格の 変更<変える>

いま ざいりゅうしきかく へんこうか
 今の 在留資格と ちがうことを したい場合は、在留資格変更の 手続きが 必要です。

ひつよう
[必要なもの]

- ① 在留資格変更許可申請書
 - ② 規則で きまっているもの(活動内容で ちがいます)
 - ③ パスポート または 在留資格証明書
 - ④ 在留カード または 外国人登録証明書
- てつづ
 手続きを かかる お金は 4,000円(収入印紙を 買って はります)

◇生まれた子どもの在留資格をとる

日本で生まれた子どもが60日以上日本にいる場合は、両親か家族が、住んでいるところのちかくの出入国在留管理局で在留資格の取得許可の手続きをしてください。生まれてから30日以内に手続きをしてください。

在留資格の取得許可の手続きをするまえに、市区町村の役所に出生届を出してください。

日本にある自分の国の大使館や領事館にも出生届を出して、パスポートをもらうことが必要です。

[必要なもの]

① 在留資格取得許可申請書

② 出生証明書<生まれたことを証明する紙>

*このほかに必要なものがあるかもしれません。詳しいことは、出入国在留管理局か外国人在留総合インフォメーションセンターに聞いてください。

手続きにお金はいりません。

◇資格外活動許可

いまもっている在留資格以外でお金をもらうことをしたい場合は、資格外活動許可が必要です。例えば、留学生がアルバイトをする場合などです。先に手続きをしてください。

[必要なもの]

① 資格外活動許可申請書

② 何をするかを正しく書いた紙

③ パスポートまたは在留資格証明書

④ 在留カードまたは外国人登録証明書

手続きにお金はいりません。

◇再入国許可

いまの在留期間のあいだに、日本を出て、また日本にもどる場合は、再入国許可をとつてください。新しくビザをとる必要がなくなります。

再入国許可をとつて日本を出た人は、きまったくまでに日本へもどれば、新しく外国人の登録をする必要はありません。再入国許可は、1回のものと、何回でもつかえるものがあります。

ひつよう
[必要なもの]

さいにゅうこくきょかしんせいしょ
① 再入国許可申請書

さいりゆう
② パスポート

さいにゅうこくじんとうろくしょめいしょ
③ 在留カード、外国人登録証明書か 特別永住者証明書

かい
えん
なんかい
ねだん: 1回のものは 3,000円、何回でも つかえるものは 6,000円です。(どちらも 収入印紙で はらって ください)

さいにゅうこくきょか
***みなし再入国許可**

ゆうこう
有効な パスポートか 在留カードを もっている 外国人が 日本を 出て、1年以内に もどってくる
ばあい
場合は、ふつう、再入国許可を とる 必要是 ありません。(日本を でるとき、必ず 在留カードを みせて ください。)

くわ
詳しいことは、出入国在留管理局か 外国人在留総合インフォメーションセンターに きいて ください。

えいじゅう
◇永住<ずっと 日本に すむ>の 許可

えいじゅうきょか
永住許可は、ほかの 在留資格より とることが むずかしいです。

ひつよう
[必要なこと]

- ① いつもの 生活の 様子が よいこと<わるいことを していない>
- ② 十分な お金がある、 または 安定した 仕事が あること
- ③ その人の 永住が 日本にとって よいと わかること

にほんじん
日本人、永住者、特別永住者の 配偶者<夫や 妻>か 子の 場合、①か ②に 当てはまる 必要
えいじゅうしゃ
なんみん
にんてい
はいぐうしゃ
う
おっと
ひと
つま
ひと
こ
ばあい
あ
ひつよう
必要
ちゅうい
は ありません。難民の 認定を 受けている人の 場合、②に 当てはまる 必要は ありません。注意して ください。

*もうししこむ人の 在留資格によって 出す 必要なものが ちがいます。出入国在留管理局に きて ください。

<https://www.moj.go.jp/isa/>

てつづ
手続きにかかる お金は 8,000円です。(収入印紙で はらって ください)

せいかん
■ 税金

にほん
日本に 住む人は、国籍に 関係なく、税金を はらう 必要が あります。これは 法律で きまっています。税金は 決まった 期限までに はらう 必要が あります。期限までに はらわない 人は、基本的に、利息のように あたらしくはらう 延滞税金(遅れたときに はらう 税金)などを はらうことになります。税金には、所得税(国に はらう)、住民税(県や 市町村に はらう)、消費税(買い物などのときに はらう)、自動車税(自動車を もっている人が はらう)などが あります。

◇相談できる ところ

・**所得税と消費税:** 近くの 税務署か 東京国税局税務相談室

英語での 相談: 東京国税局電話相談センター 電話: 03-3821-9070

月曜日から 金曜日まで (年末年始は 休み)

午前9時から 午後5時まで

国税庁の ホームページ(英語) <http://www.nta.go.jp/english/index.htm>

・**住民税と軽自動車税:** 住んでいる 市町村の 役所

・**自動車税:** 千葉県自動車税事務所

千葉市中央区問屋町1-11

電話: 043-243-2721

・自動車の登録: 千葉県にある 運輸支局・自動車検査登録事務所<車のことを 手続きする 役所>で
登録を してください。

ナンバー	運輸支局<車のことを 手手続きする 役所>	電話
千葉・成田	千葉運輸支局	050-5540-2022
野田・柏・松戸	野田自動車検査登録事務所	050-5540-2023
習志野・市川・船橋	習志野自動車検査登録事務所	050-5540-2024
袖ヶ浦・市原	袖ヶ浦自動車検査登録事務所	050-5540-2025

◇所得税

1年間(1月1日から 12月31日までの あいだ)に かせいた お金について かかる 税金です。

給与所得者<会社などから 給料を もらっている人>の場合:

ふつう、会社が 手続きをします。

① 每月の 給料や ボーナスから 税金が ひかれます。(源泉徴収、給与天引き)。

② 12月に その年の所得税の 計算をします。(年末調整) お金がもどってくることがあります。

* 12月に 会社が くわしい 計算をして、つぎの 年の 1月に 「源泉徴収票」を くれます。源泉徴収票は、税金を はらったことを 証明する 紙です。在留資格の 更新などでも 必要に なります。すてないでください。

給料以外にも お金を もらっている人の 場合(自営業<自分で 会社や 店を やっている>の人、

会社で 源泉徴収がない人、2つ以上のところから お金をもらっている人など):

自分で 税務署に 確定申告<いくら 税金を はらうか 知らせる>をして ください。

確定申告は 毎年 3月15日までに してください。まえの 年の 1月から 12月までの あいだに

かせいだ お金や 使った お金などから、所得税の ねだんを 計算して、はらってください。

◇所得税の 還付くお金が かえってくる>

した ばあい かくていいしんごく かね かく かね しょとくぜい けいさん
下の 場合に 確定申告をすると、お金が かえってくることがあります。病院で はらった お金の
りょうしうしょ かね しょうめい ひつよう
領収書<お金を はらった 証明>などが 必要です。

① まえの 年に、病気や けがを なおすために 病院などで はらった お金が 100,000円より 多く
なった人。または 所得金額<1年間に かせいだ お金>の 5%より 多くなかった人。健康保険や
生命保険から お金が でたときは、その分を ぶん
せいめいほけん かね かね ひがい ひと
じしん たいふう ひと
② 地震・台風などの 被害を うけた 人や、お金を ぬすまれた人
③ ローンで 家を 買った人
にほん じゅうしょ にほん す ぜいきん
* 日本に 住所が あるか ないか、日本に どれだけの あいだ 住むかによって、税金の ねだんや
けいさん
計算が かわります。

区分		所得税の 課税範囲 <何の お金に 税金が かかるか>
居住者	永住者	ぜんぶの 所得
	非永住者	にほん しょとく こくないげんせんしょとく 日本で かせいだ ぜんぶの 所得(国内源泉所得)と、 がいこく しょとく こくがいげんせんしょとく にほん 外国の 所得(国外源泉所得)のうち、日本で もらった お かね がいこく にほん かね 金と 外国から 日本に おくられた お金
非居住者	ざいりゆうき かん 在留期間が 1年より ひと みじかい人	にほん はたも かね こくないげんせんしょとく 日本で 働いて かせいだ お金 (国内源泉所得)

◇住民税<日本に 住んでいる人が はらう 税金>

1月1日に 住んでいる 市町村の 役所に、市町村民税と 県民税を はらいます。税務署に 出した
かくていいしんこくしょ やくしょ ぜいきん ねだん けいさん
確定申告書などから、役所が 税金の 値段を 計算します。
きゅうよしょとくしゃ がつ とし がつ まいつき きゅうりょう ぜいきん
給与所得者は、6月から つぎの 年の 5月までの 每月の 給料から、この税金が ひかれます。
いちぶ こうじょ ぜいきん すく きんがく ひ う まいとし がつ
(一部の控除<はらう 税金を 少なくするために ある金額を 引くこと>受けるためには、毎年3月15
にち やくしょ しんこく ひつよう
日までに、役所に申告が 必要です。)
じえいぎょうしゃ じぶん かいしゃ みせ ひと やくしょ がつ のうぜいつうちしょ ぜいきん
自営業者<自分で 会社や 店を やっている人>には、役所が 6月に 納税通知書<税金を はらつ
てがみ てがみ がつ がつ がつ がつ がい
てくださいという 手紙>を おくります。そこに かかれた ねだんを、6月、8月、10月、1月の 4回に
わけて はらって ください(市町村によって はらうときは ちがうことがあります)。

・外国税額控除について

がいこくぜいがくこうじょ
外国で 働いて もらった お金で、 その国の 税金を はらった 場合は、日本で はらう 税金が
やすくなります。

・租税条約による特例＜特別なあつかい＞について

日本はいろいろな国と租税条約＜税金についてきめたこと＞をもっています。両方の国で税金をかけることがないようにするために、条約がある国の国籍をもつていて、非居住者＜日本にいる期間が1年よりみじかい人＞は、所得税や住民税の特例があるかもしれません。大学生などの「学生」や日本の滞在期間が「短期」であるなど、きまった条件にあう場合です。税務署と市町村の役所に「租税条約に関する届出書」を出してください。

◇消費税

お店などでもものを買ったり、お金をはらって何かしてもらう、ねだんの10%の税金がかかります。

◇自動車税・軽自動車税

自動車税は、自動車をもっている人がはらう税金です。毎年4月1日にかかります。5月1日から10日の間に、自動車税事務所＜車の税金について手続きをするところ＞から納税通知書＜税金をはらってくださいという手紙＞（車の検査証にかいてある、居住地＜あなたがすんでいるところ＞）がきます。それを使ってはらってください。車をこわしたりばらばらにしたりするときや人に売ったりあげたりしたときは、すぐに運輸支局・自動車検査登録事務所で手続きをしてください。詳しいことは、運輸支局・自動車検査登録事務所にきいてください。

軽自動車税は、バイク（原動機付自転車）や軽自動車（大型・中型のバイクをふくむ）をもっている人にかかる税金です。毎年4月1日にかかります。自動車検査証＜車が安全に走れることを証明する紙＞に書いてある居住地の役所から納税通知書がきます。それを使ってはらってください。詳しいことは、住んでいる市町村の役所にきいてください。

■ 病院

病院にいくときは、マイナンバーカード※をかならずもっていってください。病気やけがの内容でいろいろ専門があります。あいている時間は病院によってちがいます。先に確認してください。大きな病院ではながいあいだまつことがあります。

病院では、はじめに、受付でマイナンバーカードと診察券を出します。つぎに、問診票く体のどこがわるいか説明する紙>をくれます。いま体がどうなっているか、今までどんな病気にかかったか、アレルギーがあるかなどについて書いてください。外国語で話すことができるところは少しだす。注意してください。

※マイナンバーカードを保険証として使うためには、登録が必要です。

◇マイナンバーカードの健康保険証利用について<マイナンバーカードを保険証としてつかう>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/hoken/onlinesikakukakuninn.html>

◇医療情報ネット(ナビイ)

(日本語・中国語・韓国語だけです)

病院があいている時間やみてもらえる病気の内容、外国語で話すことができる病院は、医療情報ネット(ナビイ)で探すことができます。

<https://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

◇みてもらうときに役に立つ多言語問診票

いろいろなことばで書いた問診票を下のホームページでみることができます。書いてある質問のこたえを書いて、病院へもっていってください。

http://www.qq.pref.chiba.lg.jp/pb_medicalchecklist

◇日本を安心して旅していただくためにー具合が悪くなったときー(観光庁)

外国人が病院へいくときに必要なことばなどがわかります。
日本語、英語、中国語、韓国語

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html

◇千葉県外国人相談

がいこくご 外国語を はなすことが できる ちかくの 病院を おしえてくれます。

でんわ 電話:043-297-2966

えいご 英語、中国語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、韓国語、ネパール語、タイ語、ポルトガル語、インドネシア語、ロシア語、ヒンディー語

げつようび 月曜日から 金曜日まで
午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで (12月の おわりと 1月の はじめ、祝日は
やすみです)

■ 医療保険<病気や けがのときに つかう保険>

にほん 日本では 必ず 役所などの 医療保険に はいる必要が あります。病気や けがをしたときに、はらう お金が やすくなります。会社などで はいる 健康保険(被用者保険)と、75歳以上などの人が はいる 後期高齢者医療制度、これらに はいっていない 全ての住民が はいることのできる 市町村等の 国民健康保険の 3つが あります。

このほか、保険の 会社が やっている 保険も あります。これは はいりたい人が はります。

◇健康保険

けんこうほけん 健康保険(被用者保険)は、会社などで はたらく人が はります。会社で 健康保険に はいることが できない 場合は、国民健康保険に はいって ください。

ほけん 保険にかかる お金は 毎月の 給料から ひかれます。保険に はいる人と 会社が 半分ずつ お金 を 出します。

ほけん つか 保険を使うことができる 病院で マイナ保険証や 資格確認書<医療保険に はいっていることを 証明する 紙>などを 出して ください。病院でかかる お金の 10%~30%(年齢や かせいた お金に あわせた金額)だけ はらいます。

くわ 詳しいことは、健康保険(被用者保険)に はいっている 人は はたらいている会社の 担当の部署 に きいて ください。

◇国民健康保険

3か月よりも ながく 日本に いる 外国人で、健康保険に はいっていない人は、国民健康保険には いります。ただし、75歳以上の人は 後期高齢者医療に はいります。

こくみんけんこうほけん 国民健康保険に はいるときは、住民登録した 市町村の 役所の 窓口へ いって ください。在留カードなどの 在留資格を 確認できるものを もつて ください。

ほけん 保険の 値段は 収入<家に はいってくる お金>と 扶養家族<せわをしている 家族>の 数で きます。保険の お金は 役所の窓口か 銀行、郵便局、コンビニエンスストアなどで はらって

ください。口座振替く銀行に あずけている お金から 直接はらう>にすることも できます。
 病院で マイナ保険証や 資格確認書を 出して ください。かかる お金の 10~30% (年齢や
 かせいだ お金に あわせた 金額)だけ はらいます。
 子どもが 生まれたときには 出産育児一時金という お金を もらうことが できます。
 健康診断<からだの じょうたいを しらべる>、予防接種<病気を ふせぐ 注射>、出産<子どもを
 生む>、などを うけるときは 保険を 使うことが できません。
 自分で わざと やった 事故や 犯罪行為<法律を やぶること>などで 病気や けがをしたときは、
 国民健康保険を 使うことが できません。

国民健康保険に はいりたいときや やめたいときは、市町村の 役所の 窓口に 行ってください。また、
 資格の 内容に 変更など(①住所や世帯主<家族で いちばんたくさん お金を かけぐ人>や 名前
 が変わったとき、②会社などの 健康保険に はいったとき または やめたとき)があったときは、14日
 以内に市町村の 役所の 窓口に 行ってください。

■ 介護保険<生活の せわを してもらうための 保険>

自分で あるけなくなったり、認知症<ものが わからなくなる 脳の病気>などで 介護<生活の せわ>
 が 必要になった人は、介護保険を 使うことが できます。どんな サービスを 受けるか 選ぶことが でき
 ます。

65歳以上の人と、40歳から 64歳までの人で 役所や会社の 健康保険に はいっている人は、かならず
 介護保険に はいる 必要が あります。

介護サービスを 使う ためには、住んでいる ところの 役所へ いって もうしこむ 必要が あります。そ
 のあと、どれくらい 介護が 必要か 役所が きめます。はらう お金は、ふつう、値段の 10%です。
 どんな サービスを うけることが できるか、お金が いくら かかるかなど、くわしいことは 市区町村の
 役所の 介護保険担当に きいて ください。

■ 健診(検診)<体が 元気か しらべる>

生活習慣病<食べものや お酒などが 原因になる 病気>を ふせぐためには、食べるものや 食べ方に
 注意したり、運動をする 必要が あります。

また、定期的に 健康診断<病気になっていないか しらべる>を うけて ください。
 40歳以上のは 基本健康診査を うけることができます。住んでいる ところの 役所が やっています
 (会社の 健康診断が ある人は うけることが できません)。

また、がん検診は 女性が 20歳から、男性は 40歳から うけることができます。住んでいる ところの
 役所が やっています。
 お金が いくらかかるか、どうやって うけるかなど、くわしいことは 市区町村の 役所に きいて ください。

■ 母子健康手帳

赤ちゃんが できたときは、市区町村の 役所へ いって 妊娠届を 出してください。診察や 予防接種のことを書く「母子健康手帳」を もらいます。いっしょに 健康診査受診票<健診の お金が 安くなる紙>などが はいった ノートも もらうことが できます。母子健康手帳は、健康診査を うけるときや 赤ちゃんを生むときにも 必要です。

詳しいことは、市区町村の 役所に きいて ください。

・公益財団法人母子衛生研究会

英語・韓国語・中国語・タイ語・タガログ語・ポルトガル語・インドネシア語・スペイン語・ベトナム語・ネパール語の 母子健康手帳を 買うことが できます。(880円と 送る お金が かかります)

東京都千代田区外神田2-18-7

電話:03-4334-1188

月曜日から 金曜日まで

午前9時00分から 昼の 12時までと 午後1時から 午後5時まで

https://www.ecur.co.jp/p/item-list/list/cate_id/1/

■ 予防接種<病気を ふせぐ 注射>

◇子どものための 予防接種

日本で 子どものための 予防接種を うけるとき、お金は いりません。病気によって いろいろな 注射が あります。いつうけるか きまっています。忘れないように うけて ください。

日本の 予防接種は、ほかの国と ちがうことがあります。日本に きたときや、自分の 国へ かえるときは、市区町村の 役所か 小児科<子どもが 病気のときに いくところ>が ある 病院に 相談して ください。そのとき、母子健康手帳に 書いていることを みて ください。

◇外国へ 旅行にいく まえの 予防接種

外国へ 旅行にいく まえに、その国で 病気に かかるなどを ふせぐため、予防接種を うける 必要があるかもしれません。

厚生労働省検疫所FORTH や いく 国の 大使館で しらべてください。

・厚生労働省 FORTH

外国のうつりやすい病気などの情報や、病気にならないようにする方法、予防接種が うけられる 病院を 見ることができます。

<https://www.forth.go.jp>

※病院をさがす

<https://www.forth.go.jp/moreinfo/vaccination.html>

なりたくうこうけんえきしょ

・**成田空港検疫所**

なりたしふるごめあざふるごめ

だいりょかく

成田市古込字古込1-1(第2旅客ターミナルビル)

でんわ

電話:0476-34-2310

■ 日本の 教育

日本の 教育は、小学校が 6年間、中学校が 3年間、高等学校(高校)が 3年間、大学が 4年間です。義務教育<親が子どもに 勉強させなければならない>は 小学校と 中学校で、あわせて 9年間になります。高等学校と 大学は、はいりたい人が 入学試験<学校へ はいるための 試験>を うけて 学校へ はります。

このほかに、6歳までの 子どもが いく 幼稚園や 保育所、中学校や 高等学校を でた人が、仕事に 関係あることを ならう 専修学校や 各種学校も あります。障害が ある人のための 特別な 教育をする 学校なども あります。

学校には、国が つくった 学校、都道府県や 市町村が つくった 学校(公立)、学校法人<学校を つくることができる 会社>が つくった 学校(私立)が あります。

学校の 1年は、4月から はじまります。次の 年の 3月に おわります。

・外国人のための学校ガイド(小学校・中学校)

千葉県教育庁教育振興部学習指導課の「外国人のための学校ガイド(小学校・中学校)」に いろいろ なことが 書いてあります。日本の 教育、学校に はいるための ジュンビ、役所などで 相談できる ところ、学校の 生活、学校へ はいるときの 手続きなどが わかります。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kbs/kyouiku/gakkou/gaikokujin/index.html>

・学校からの おたより<手紙>

千葉県国際交流センターでは、学校から おくられてくる「おたより」を 外国語に 訳しています。
(日本語も いつしょに のせています)

ダウンロードして 読むことが できます。

英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、ベトナム語

https://www.mcic.or.jp/ja/support_for_foreigners/information_from_school/index.html

・子どもと親のサポートセンター

子どもや 親が 学校生活などの 悩みを 相談できます。

電話:0120-415-446

*電話相談は 24時間 できます。

来所相談予約<行って 相談するための 予約>は、

月曜日から 金曜日までの 午前8時30分から 午後4時30分まで です。

<https://cms2.chiba-c.ed.jp/kosapo/>

*日本語で 相談が できます

■ 幼稚園・保育所

・幼稚園は 3歳から 小学校へ はいるまでの 子どもの せわや 勉強を します。公立の 幼稚園は 市町村の 教育委員会で もうしこんで ください。私立の 幼稚園は いきたい ところへ いって もう

しこんで ください。

・保育所は、親(保護者)が 働いているか 病気などの 場合、家族のかわりに 子どもの せわをする ところです。市区町村の 役所の 福祉課で もうしこんで ください。3歳から5歳までは、お金が かかりません。0歳から2歳の 保育所にかかる お金(保育料)は、はらっている 税金の ねだんによって 変わります。

■ 小学校・中学校

小学校は 6歳、中学校は 12歳になった 子どもが はいります。ふつう 自分の 家の ちかくに はいります。公立小学校の 場合、4月から 小学校に はいる 子どもの ところに、教育委員会から 「健康診断」のおしらせがきます。はいる まえの 年の 秋ごろです。公立中学校は、小学校を 出た人が はいります。入学試験は ありません(一部の 公立中学校では テストが あります)。公立の 小学校・中学校の 勉強に お金は いりません。制服や 学校で つかう 道具にかかる お金は 必要です。

■ 途中入学(編入学)

自分の 国で 小学校か 中学校へ いっていた 子どもが 日本の 小学校か 中学校へ とちゅうから はいるときは、市町村の 教育委員会で 編入学<とちゅうから はいること>の 手続きをします。このとき、在留カードか パスポートが 必要です。手続きが おわると 就学通知書という 紙を もらえます。いつ どこの 学校に いくか 書いてあります。

■ 高等学校(高校)

高等学校は、何年の あいだ、どの時間に 通うかなどによって、下のように わけられています。

全日制: 昼の 時間に 3年 通います。

定時制: 昼か 夜の 時間に 3年か 4年 通います。

通信制: 通信教育<勉強に つかう 本などが 家に おくられる>で 勉強します。

高等学校は、中学校を 卒業して 入学試験に 合格した人が はいることが できます。公立高校の 入学試験は、毎年 2月から 3月に あります。どの学校も 同じ日です。私立学校の場合、入学試験の 日や どんな 試験をするかは、学校によって ちがいます。ふつう、公立より 早く、1月15日ごろから 試験が あります。

がいこくじん とくべつにゅうがくしゃせんばつ
◇外国人の 特別入学者選抜
 にほん ねんない がいこくじん こ とくべつ がっこう めんせつ がっこう ひと
 日本へきて 3年以内の 外国人の 子どもを 特別に いれている 学校も あります。面接く学校の人
 が あって しつもんする>と 作文<文章を 書く>の 檢査を うけて ください。
 めんせつ にほんご ひつよう えいご さくぶん もう こ にほんご えいご
 面接は 日本語(必要なら 英語)で やります。作文は 申し込むときに 日本語 または 英語 どちらか
 えら えら 選びます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/nyuushi/koukou/r7/r7gaikokujin.html>

さんこう ねん とくべつにゅうがくしゃせんばつ がっこう
参考：2024年 特別入学者選抜 学校

[全日制の課程]

けいようこうぎょうこうとうがっこう きかい でんしこうぎょうか せつび か けんせつか まくはりそうごうこうとうがっこう そごうがっか
 京葉工業高等学校(機械科・電子工業科・設備システム科・建設科)、幕張総合高等学校(総合学科)、
 かいわいこうとうがっこう ふつうか やちよひがしこうとうがっこう ふつうか いちかわすばるこうとうがっこう ふつうか まつどこくさいこうとうがっこう
 柏井高等学校(普通科)、八千代東高等学校(普通科)市川昂高等学校(普通科)、松戸国際高等学校
 こくさいきょうようか ながれやま もりこうとうがっこう こくさい か なりたこくさいこうとうがっこう こくさいか
 (国際教養科)、流山おおたかの森高等学校(国際コミュニケーション科)、成田国際高等学校(国際科)、
 とみさとこうとうがっこう ふつうか いちはらやわたこうとうがっこう ふつうか まつどしりつまつどこうとうがっこう ふつうか かしわしりつかしわ
 富里高等学校(普通科)、市原八幡高等学校(普通科)、松戸市立松戸高等学校(普通科)、柏市立柏
 こうとうがっこう ふつうか
 高等学校(普通科)

[定期制の課程]

ちば しょうぎょうこうとうがっこう しょうぎょうか ちば こうぎょうこうとうがっこう こうぎょうか ふなばしこうとうがっこう そごうがっか いちかわこうぎょう
 千葉商業高等学校(商業科)、千葉工業高等学校(工業科)、船橋高等学校(総合学科)、市川工業
 こうとうがっこう こうぎょうか ひがしかつしかこうとうがっこう ふつうか さわらこうとうがっこう ふつうか ちようしょぎょうこうとうがっこう
 高等学校(工業科)、東葛飾高等学校(普通科)、佐原高等学校(普通科)、鎌子商業高等学校
 しょうぎょうか そうさこうとうがっこう ふつうか とうがねこうとうがっこう ふつうか ちようせいこうとうがっこう ふつうか ながさこうとうがっこう
 (商業科)、匝瑳高等学校(普通科)、東金高等学校(普通科)、長生高等学校(普通科)、長狭高等学校
 ふつうか たてやまそうごうこうとうがっこう ふつうか きさらづひがしこうとうがっこう ふつうか
 (普通科)、館山総合高等学校(普通科)、木更津東高等学校(普通科)、

[三部制の定期制の課程]

おいはまこうとうがっこう ふつうか やかんぶ まつどみなみこうとうがっこう ふつうか やかんぶ さくらみなみこうとうがっこう ふつうか
 生浜高等学校(普通科(夜間部))、松戸南高等学校(普通科(夜間部))、佐倉南高等学校(普通科
 やかんぶ
 (夜間部))

くわ した
 詳しいことは、下の ところに きいて ください。

ちば けんきょういくちゅうきょういくしんこうぶがくしゅうしひうか
 千葉県教育厅教育振興部学習指導課

電話:043-223-4056

こうとうがっこうとうしゅうがくしんきん
◇高等学校等就学支援金

ねんかん しゅうにゅう いえ かね まんえん まいとし りょうしん
 1年間の 収入<家に はいってくる お金>が 910万円(毎年かわります。)より すぐない (両親・
 こうこうせい ちゅうがくせい にんかぞく りょうしん はたら めやす かてい こ
 高校生・中学生の 4人家族で、両親のどちらかが 働いている場合の 目安)家庭の 子どもは、
 こうとうがっこうとうしゅうがくしんきん こうこう かね
 「高等学校等就学支援金<高校にいくことを たすける お金>」を もらうことが できます。このお金は
 がっこう こ じゅぎょうりょう いちぶ じゅぎょうりょう しえんきん たか
 学校が 子どもの かわりに もらって、授業料の 一部に します。授業料が 支援金より 高いときは、
 た
 足りない ねだんを はらう 必要が あります。

くわ つぎ
 詳しいことは、次の ところに きいて ください。

・**公立高校**: 千葉県教育庁企画管理部財務課

でんわ

電話: 043-223-4094

しりつこうこう ちばけんそくぶぶがくじか
・**私立高校**: 千葉県総務部学事課

でんわ

電話: 043-223-2155

■ 大学・短期大学(短大)

高等学校を卒業した人は 大学・短期大学にはいることができます。入学試験をうける必要があり ます。日本の高等学校をでていない人も、高等学校卒業程度認定試験<高校卒業のかわりになる試験>に合格すれば、入学試験をうけることができます。外国人を特別にいれている大学や短大もあります。

高等学校卒業程度認定試験について

もんぶかがくしょうしうがくしゅうすいしんか
文部科学省生涯学習推進課

でんわ ないせん

電話: 03-5253-4111(内線)2024・2643

◇高等教育の就学支援新制度

<大学・短期大学に行くためのお金をかりる(またはもらう)>

住民税非課税世帯<家族全員が住民税(→30ページ)を払わなくてもよい家>の人や、多子世帯<世わする子どもが3人以上の家>、私立の理工農系の学部に通う人などは、大学や短期大学の入学金や授業料が安くなることがあります。

下の在留資格(→24ページ:日本に長くいる人の在留資格)の人が使うことができます。

・特別永住者

・永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等

・定住者で、通っている学校の校長が「ずっと日本に住むつもりの人」と認めた人

詳しいことは、下のホームページで調べることができます。

高等教育の就学支援新制度(文部科学省)

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

◇奨学金<勉強のためのお金をかりる(またはもらう)>

学校に行くためのお金がたりない人は、学校にかかるお金をもらったりかりることができます。

国や役所など、いろいろなところの奨学金や多くの大学にも奨学金があります。

奨学金や留学生のための情報は、独立行政法人日本学生支援機構などで聞くことができます。

<https://www.jasso.go.jp/ryugaku/index.html>

■ 日本語教育<日本語の 勉強>

日本語が できると 生活が スムーズに なります。知り合いや 友達が 増えて、日本での 生活を 助け てくれることも あるでしょう。

◇日本語教室

日本語は、日本語学校や 日本語教室で 勉強することができます。日本語学校は お金が いりま す。市町村や 市町村国際交流協会などが やすい ねだんで やっている 日本語教室も あります。お金が いらない 教室も あります。

日本語教育のことは、住んでいる ところの 市町村国際交流担当窓口 (→78 ページ)、市町村国際交流協会 (→80 ページ)、または、外国人相談に きいて ください。

- ・日本語学習サイト 「つながるひろがるにほんごでのくらし」
このサイトでは、生活で つかう 日本語を 動画などで 簡単に 学べます。

<https://tsunagarujp.mext.go.jp/>

- ・千葉県外国人相談

電話:043-297-2966

千葉県の 日本語教室は、千葉県国際交流センターホームページ 「あなたのまちの日本語教室」で さがすことができます。

https://www.mcic.or.jp/support_for_foreigners/japanese_class/

◇日本語能力試験

日本語能力試験には 下のようないものがあります。

・日本語能力試験(JLPT)

この試験は、日本語を 母語<いちばん よく話す ことば>としない人が、どれくらい 日本語ができるか しらべるもので。日本でも 外国でも うけることができます。
外国人の 学生が 日本に 留学したい 場合、多くの 大学で この試験の結果を きかれます。詳しいことは、下の ところに きいて ください。

〔日本で 受ける 試験〕

日本国際教育支援協会 日本語能力試験受付センター
電話:03-6686-2974 <http://info.jees-jlpt.jp/>

[外国で 受ける 試験]

http://www.jlpt.jp/application/overseas_index.html

・国際交流基金 日本語基礎テスト(JFT Basic)

日本の生活で 必要な 日本語能力が あるかを しらべる テストです。在留資格「特定技能1号」を得るために、活用できます。

電話: 0120-90-7699

月曜日 - 金曜日 午前9時から 午後5時

言語: 日本語、英語

<https://www.jpf.go.jp/jft-basic/index.html>

・BJT ビジネス日本語能力テスト

この試験では、仕事のときに 使う 日本語が できるかを しらべます。

(くわしい話を きく ところ)

日本漢字能力検定協会

京都市東山区祇園町南側551番地

電話: 0120-509-315

<http://www.kanken.or.jp/bjt/contact/index.html>

■ 日本で 働くためには

日本で 働くためには、働くことが できる 在留資格が 必要です。仕事は 在留資格 に書いてあること が できます。(→22 ページ)
 働くときは、仕事に 関係する 日本の 法律や きまりを 知って ください。

■ 日本で 仕事を さがすとき[ハローワーク(公共職業安定所)<仕事を さがすところ>]

公共職業安定所は 仕事を さがしたり 相談が できるところです。給料、働く 時間、会社の 場所など を 考えて、仕事を さがしている人に あった 会社を しょうかいします。
 通訳が いる「外国人雇用サービスコーナー」なども あります。

ハローワーク(公共職業安定所)

(2024年12月)

なまえ 名前	じゅうしょ 住所	でんわ 電話	ことば 言葉	じかん 時間
ちば 千葉	ちばし 千葉市 みはまくさいわいちょう 美浜区幸町 1-1-3	043-242-1181	にほんご 日本語 えいご 英語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜん じ ぶん ごご じ ふん 午前8時30分から 午後5時15分まで げつようび もくようび 月曜日と木曜日の ごぜん じ ひる じ 午前10時から 昼の 12時までと ごご じ ごご じ 午後1時から 午後3時まで
			ポルトガル ご 語	げつようび すいようび きんようび 月曜日と 水曜日と 金曜日の ごぜん じ ひる じ 午前10時から 昼の 12時までと ごご じ ごご じ 午後1時から 午後3時まで
			スペイン語	げつようび 月曜日の ごぜん じ ひる じ 午前10時から 昼の 12時までと ごご じ ごご じ 午後1時から 午後3時まで
			ちゅうごくご 中国語	もくようび 木曜日の ごぜん じ ひる じ 午前10時から 昼の 12時までと ごご じ ごご じ 午後1時から 午後3時まで
ハローワーク プラザちば	ちばし 千葉市 ちゅうおうくしんまち 中央区新町 3-13 千葉 TN ビル 1階	043-238-8300	にほんご 日本語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜん じ ぶん ごご じ 午前10時15分から 午後7時まで まいつきだい どようび だい どようび 毎月第2土曜日と 第4土曜日の ごぜん じ ごご じ 午前10時から 午後5時まで

なまえ 名前	じゅうしょ 住所	でんわ 電話	ことば 言葉	じかん 時間
マザーズハロ 一ワークちば <子どもがい おんなひと る女人の人>	ちばし 千葉市 ちゅうおうくしんまち 中央区新町 ちば 3-13 千葉 かい TNビル1階	043-238-8100	にほんご 日本語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜんじぶんごじふん 午前10時15分から 午後7時まで
ちばみなみ 千葉南	ちばし 千葉市 ちゅうおうくみみなみちょう 中央区南町 かいけ 2-16-3 海気 かんそがえきまえ 館蘇我駅前 かい ビル3階、4 かい 階	043-300-8609	にほんご 日本語 ちゅうごくご 中国語 えいご 英語・スペ イン語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜんじぶんごじふん 午前8時30分から 午後5時15分まで かようび ごせんじ 火曜日の 午前10時から 昼の 12時 ごごじ ごごじ までと午後1時から 午後3時まで もくようび せんじ 木曜日の 午前10時から 昼の 12時 ごごじ ごごじ までと午後1時から 午後3時まで
ハローワーク いちはら プラザ市原	いちはらしさらしな 市原市更級 5-1-18	0436-23-6941	にほんご 日本語	げつようび かようび すいようび 月曜日と 火曜日と 水曜日と きんようび どようび ごぜんじぶん 金曜日と 土曜日の午前8時30分から ごごじ 午後5時まで
いちかわ 市川	いちかわし 市川市 みなみやわた 南八幡 5- 11-21	047-370-8609	にほんご 日本語 えいご 英語・ ちゅうごくご 中国語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜんじぶんごじふん 午前8時30分から 午後5時15分まで すいようび ごせんじ 水曜日の 午前10時から 昼の 12時 ごごじ ごごじ までと 午後1時から 午後3時まで
ちょうし 銚子	ちょうしお 銚子市 ちゅうおうちょう 中央町 8-16	0479-22-7406	にほんご 日本語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜんじぶんごじふん 午前8時30分から 午後5時15分まで
たてやま 館山	たてやましやわた 館山市八幡 815-2	0470-22-2236	にほんご 日本語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜんじぶんごじふん 午前8時30分から 午後5時15分まで
きさらづ 木更津	きさらづし 木更津市 ふじみ 富士見1-2-1 スパークルシ きさらづ ティ木更津ビ ル5階	0438-25-8609	にほんご 日本語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜんじぶんごじふん 午前8時30分から 午後5時15分まで
さわら 佐原	かとりしきた 香取市北 1- 3-2	0478-55-1132	にほんご 日本語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜんじぶんごじふん 午前8時30分から 午後5時15分まで

なまえ 名前	じゅうしょ 住所	でんわ 電話	ことば 言葉	じかん 時間
もばら 茂原	もばらしたかし 茂原市高師 だい もばら 台1-5-1茂原 ちほうごうどう 地方合同 ちょうしゃ かい 庁舎1階	0475-25-8609	にほんご 日本語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜん じ ぶん ごご じ ふん 午前8時30分から 午後5時15分まで
いすみ	いすみ市 おおはら 大原 8000-1	0470-62-3551	にほんご 日本語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜん じ ぶん ごご じ ふん 午前8時30分から 午後5時15分まで
まつど 松戸	まつどしまつど 松戸市松戸 まつど 1307-1 松戸 かい ビル 3階	047-367-8609	にほんご 日本語 えいご 英語 ちゅうごくご 中国語 こ ポルトガル語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜん じ ぶん ごご じ ふん 午前8時30分から 午後5時15分まで まいつきだい ど よう び だい ど よう び 毎月第1土曜日と 第3土曜日の ごぜん じ ごご じ 午前10時から 午後5時まで げつようび か よう び ごぜん じ 月曜日と 火曜日の 午前10時から ひる じ ごご じ ごご 昼の 12時までと午後1時から 午後3 じ 時まで すいようび さ せ じ さ せ じ 水曜日の 午後1時から 午後5時まで げつようび ごせん じ 月曜日の 午前10時から 昼の 12時 ごご じ ごご までと午後1時から 午後3時まで
ハローワーク プラザ柏	かしわしかしわ 柏市柏4-8-1 かしわひがしぎちか ねこ 柏東口金子 かい ビル 3階	04-7166-8609	にほんご 日本語	げつようび きんようび ごぜん じ 月曜日から 金曜日までの 午前10時 ふん ごご じ 15分から 午後7時まで
のだ 野田	のだし 野田市みず き 2-6-1	04-7124-4181	にほんご 日本語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜん じ ぶん ごご じ ふん 午前8時30分から 午後5時15分まで
ふなばし 船橋	ふなばしうみなどちう 船橋市湊町 2-10-17 だいいちちょうしゃ (第一庁舎) ふなばしおんちう 船橋市本町 2-1-1 ふなばし 船橋スクエア ビ 21 ビル だい にちょうしゃ (第二庁舎)	047-431-8287 だいいちちょうしゃ (第一庁舎) 047-420-8609 だい にちょうしゃ (第二庁舎) ※外国の ひと の 仕事の しょうかい だい に 紹介は 第二 ちょうしゃ 庁舎	にほんご 日本語 ちゅうごくご 中国語 えいご 英語 こ ポルトガル語 こ スペイン語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜん じ ぶん ごご じ ふん 午前8時30分から 午後5時15分まで げつようび ごせん じ ひる じ 月曜日の 午前10時から 昼の 12時 ごご じ ごご までと 午後1時から 午後3時まで か よう び すいようび きんようび 火曜日と 水曜日と 金曜日の ごぜん じ ひる じ 午前10時から 昼の 12時までと ごご じ ごご 午後1時から 午後3時まで

なまえ 名前	じゅうしょ 住所	でんわ 電話	ことば 言葉	じかん 時間
なりた 成田	なりたし 成田市 からべ 加良部3-4-2	0476-27-8609	にほんご 日本語	げつようび きんようび 月曜日から 金曜日までの ごぜんじぶん ごごじぶん 午前8時30分から 午後5時15分まで
			えいご 英語	かようび もくようび 火曜日と 木曜日の 午前11時から ひるじ ごごじ 昼の 12時までと 午後1時から 午後 じ 4時まで
			スペイン語	もくようび ごせんじ ひるじ 木曜日の 午前11時から 昼の 12時 ごごじ ごごじ までと午後1時から 午後4時まで
			ポルトガル語	かようび もくようび 火曜日と 木曜日の ごぜんじ ひるじ 午前11時から 昼の 12時までと ごごじ ごごじ 午後1時から 午後4時まで
			ちゅうごくご 中国語	きんようび ごせんじ ひるじ 金曜日の 午前11時から 昼の 12時 ごごじ ごごじ までと 午後1時から 午後4時まで

とうきょうがいこくじんこう ◇東京外国人雇用サービスセンター

日本で仕事をしたい外国人の学生や、専門的な仕事ができる在留資格がある人が仕事をさがすてつだいをします。

*英語と中国語を話すことができる通訳がいます。いる日はきまっています。通訳が必要な人は先に電話できてください。
時間:午前9時から午後5時まで(土曜日と日曜日と祝日と、12月のおわりと1月のはじめはやす休みです)

ばしょ
場所: 〒160-0004 新宿区四谷1-6-1四谷タワー13階
でんわ
電話: 03-5361-8722

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-foreigner/>

◇新宿外国人雇用支援・指導センター

ほんじん はいぐうしゃ おとつ つま ていじゅうしゃ しごと ざいりゅうしかく ひと
日本人の 配偶者<夫や 妻>、定住者など、仕事が できる 在留資格の人や アルバイトをしたい
がいこくじん がくせい しごと
外国人の 学生が 仕事を さがす てつだいを します。

*英語と中国語を話すことができる通訳がいます。必ず予約が必要な場合は必ずくるまえに電話で予約してください。
時間:午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日と日曜日と祝日と、12月のおわりと1月の
はじめは休みです)

場所: 〒160-8489 東京都新宿区歌舞伎町2-42-10

新宿歌舞伎町庄金1階
ハローワーク新宿(歌舞伎町庄金)1階

電話：03-3304-8600

https://isite.mblw.go.jp/tokyo-foreigner/gaikokujin_center.goappnai/gaikokujin_kyouju_center/man2.html

かいご たずさ がいこくじん しえん かいご しごと ひと そうだん ちばけん
**◇介護に携わる外国人のための支援センター<介護の仕事をする人の相談>(千葉県
 外国人介護人材支援センター)**

電話:0120-054-762

住所:千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル5階

言葉:英語(火曜日、木曜日、土曜日 午前10時から午後6時まで)、

ベトナム語(月曜日、水曜日、金曜日 午前10時から午後4時まで)

火曜日、木曜日 午前10時から午後6時まで

<https://www.cfcc.jp/>

ぞうぎょう けいえい そうだん あたら かいしゃ ひと かいしゃ うんえい にん そうだん
**◇創業・経営相談く新しく会社をはじめたい人や会社を運営している人の相談
 (チャレンジ企業支援センター)**

じゅうしょ ちばしみはまくなかせ 住所:千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBG マリブイースト23F

電話:043-299-2907

メール:kigyo@ccjc-net.or.jp

あいている日と時間:月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで(祝日は休み)

https://www.ccjc-net.or.jp/contents_detail.php?frmId=2820

■ 労働契約<仕事の約束>をする

にほん はたら ひと こくせき せいいくつ にほん しごと かんけい ほうりつ まも
 日本で働く人は、国籍・性別にかんけいなく、日本の仕事に関係する法律に守られます。
 ろうどうきじゅんほう さいていちんぎんほう ろうどうあんぜんえいせいほう ろうどうしゃさいがいほしょうほけんほう ざいりゅうしかく ひと おな
 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法などです。在留資格がない人も同じです。

あとで問題にならないように、仕事の契約をするときは、どんな仕事をするのか、どれくらいの時間働くのか、給料をいくらもらうのかなどを、紙に書いてもらってください。会社は下のことを書いて働く人にみせるよう、法律できまっています。

- ① 労働の契約期間<いつからいつまで働くのか>
- ② 契約更新の基準<働く時間を長くできるのはどんなときか>
- ③ 仕事をする場所、どんな仕事をするか
- ④ 仕事をはじめる時間とおわりの時間、きまったく残業<きめた時間よりながく働くこと>があるかないか、休憩の時間、きまったく休みの日とそれ以外にどんな休みをとることができるかなど
- ⑤ 給料がいくらか、どうやって計算するか、どうやっていつはらうか、どんなときに給料があがるか
- ⑥ 仕事をやめるときのこと

■ 労働相談<仕事に 関係する 相談>

給料、働く 時間、働く 場所での 安全や けがなど、こまつたときは 相談が できます。ちかくの
労働局か 労働基準監督署へ きて ください。

◇千葉労働局労働基準部監督課

外国人が 相談 できます。

時間:英語で 相談できる 日は 火曜日と 木曜日の
午前9時30分から 午後12時までと 午後1時から午後5時まで

※通訳が 必要な人は 先に 電話で きいて ください。

場所:千葉市中央区中央4-11-1千葉第2地方合同庁舎

電話:043-221-2304

◇労働基準監督署<会社が きまりを まもっているか みるところ>

千葉県にある 労働基準監督署でも 相談を うけつけています。

時間:午前9時30分から 午後5時まで (土曜日と 日曜日と 祝日と、12月の おわりと 1月の はじめ
やす
めは 休みです)

外国語で 相談できる ところも あります。

労働基準監督署

なまえ 名前	じゅうしょ 住所	でんわ 電話	がいこくご 外国語	ようび 曜日
千葉	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第一地方合同庁舎	043-221-2304	英語	火曜日と 木曜日
船橋	船橋市海神町2-3-13	047-431-0182	中国語	木曜日と 金曜日
柏	柏市中央町3-2	04-7163-0246	中国語 ベトナム語	水曜日と 金曜日 火曜日と 木曜日
鎌子	鎌子市中央町8-16	0479-22-8100		
木更津	木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎	0438-22-6165		
茂原	茂原市萩原町3-20-3	0475-22-4551		
成田	成田市東和田553-4	0476-22-5666		
東金	東金市田間 65	0475-52-4358		

◇外国人労働者向け相談ダイヤル<電話で 相談できるところ> (厚生労働省)

はたら 働くときの 問題のことを 法律について おしえてくれます。また、たすけてくれる ところを 紹介します。

えいご ちゅうごくご 英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア語、モンゴル語で 相談できます。

でんわばんごう そうだん ひじかん した 電話番号と、相談できる 日と 時間については、下の URL をみて ください。

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

◇労働条件ほっとライン<相談の 電話> (厚生労働省)

ろうどうきょく ろうどうきじゅんかんとくしょ 労働局や 労働基準監督署が しまっているときに 相談できる ところです。日本の どこからでも 電話で 相談できます。お金は いりません。

えいご ちゅうごくご 英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア語、モンゴル語で 相談できます。電話番号と、相談できる 日と 時間については、下の URL をみて ください。

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

■ 労働保険制度<働く人のための 保険>

にほん はたら ひと ほけん 日本には 働く人のための 保険が あります。労働者災害補償保険(労災保険)と 雇用保険の 2つです。

◇労災保険

しごと びようき ぱあい かろうし はたら し かいしゃ 仕事で けがをしたり、病気になった 場合や、過労死<働きすぎて 死ぬ>、会社へ いくとかかえるときに けがをしたときなど、労災保険の お金を もらうことが できます。療養補償<病気に なったとき>、休業補償<仕事を 休んだとき>、障害補償<障害が のこったとき>、遺族補償<死んだ人の家族が もらえる>などの 給付金<もらえる お金>が あります。働いている人か 家族が もうしこんで ください。労働基準監督署が しらべて、お金を もらえるかどうかを きめます。労災保険の 保険料<はいるのにかかる お金>は 会社が はらいます。詳しいことは、労働基準監督署に きいて ください。

・外国人向け労災給付パンフレット<給付金を もらうときの 説明> (厚生労働省)

えいご かんこくご ちゅうごくご 英語、ポルトガル語、韓国語、中国語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ペルシア語、スペイン語、タガログ語、カンボジア語、ネパール語、ミャンマー語

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/gaikoku-pamphlet.html>

◇雇用保険<仕事をやめたとき>

働く人の仕事がなくなった場合に、雇用保険のお金をもらうことができます。つぎの仕事をはじめるまでのきまつたあいだももらうことができます。保険料くはいるのにかかるお金>は働く人と会社がはらいます。詳しいことは、ハローワーク(→43ページ)にきいてください。

■年金制度<年をとったときなどにもらえるお金>

(国民年金・厚生年金保険)

日本では、ぜんぶの人が年金にはいる必要があります。年をとったり、病気やけがで働くことができなくなったり、お金をかせぐ人が死んだときに家族の生活をまもるためです。

・国民年金制度のしくみ(日本年金機構)

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、カンボジア語、ロシア語、ネパール語、モンゴル語

<http://www.nenkin.go.jp/pamphlet/kokunenseido.html>

◇国民年金

国民年金は20歳から59歳までのがはります。市区町村役所の年金担当課で手続きをしてください。パスポートか在留カードをもっていってください。保険料は、毎月16,980円(2024年のねだん)です。きまりにあっていれば、年金をもらうことができます。
会社や工場で働いている厚生年金保険にはいっている人は会社が手続きをします。

*保険料は、毎年変わります。

◇厚生年金保険

健康保険にはいることができる会社などで働いている人は、この年金に必ずはいる必要があります。保険料は、毎月の給料からひかれます。会社はあなたの給料からひいたのとおなじねだんを社会保険事務所にはらいます。ボーナスをもらったときも保険料をはらいます。きまりにあっていれば、年金をもらうことができます。

<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kaigai/konen-kenpo.html>

◇短期在留外国人の脱退一時金<年金をやめたときにもらえるお金>

日本の国籍をもっていない人が、国民年金や厚生年金保険をやめて、日本から出た場合脱退一時金<やめたときにもらうお金>をもらうことができます。日本に住所がなくなった日から2年以内にもうしこんでください。
詳しいことは、年金事務所にきいてください。

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、カンボジア語、ロシア語、ネパール語、モンゴル語

<https://www.nenkin.go.jp/international/japanese-system/withdrawalpayment/payment.html>

年金事務所

[あいている 時間] 月曜日から 金曜日までの 午前8時30分から 午後5時15分まで

なまえ 名前	じゆつしょ 住所	でんわ 電話
ちばねんきんじむしょ 千葉年金事務所	ちばしちゅうおうちゅうおうこう 千葉市中央区中央港1-17-1	043-242-6320
ちばねんきんじむしょ 千葉年金事務所 茂原分室	もばらしちよだちょう 茂原市千代田町1-6	0475-23-2530
まくはりねんきんじむしょ 幕張年金事務所	ちばしほなみがわくまくはりほんごう 千葉市花見川区幕張本郷1-4-20	043-212-8621
ふなばしひねんきんじむしょ 船橋年金事務所	ふなばしこいちはば 船橋市市場4-16-1	047-424-8811
いちかわねんきんじむしょ 市川年金事務所	いちかわしきいちかわ 市川市市川1-3-18 市川グランドホテルビル	047-704-1177
まつどねんきんじむしょ 松戸年金事務所	まつどしじんまつど 松戸市新松戸1-335-2	047-345-5517
きさらづねんきんじむしょ 木更津年金事務所	きさらづしじんでん 木更津市新田3-4-31	0438-23-7616
さわらねんきんじむしょ 佐原年金事務所	かとりしさわら 香取市佐原口 2116-1	0478-54-1442
さわらねんきんじむしょ 佐原年金事務所 成田分室	なりたしほなざきちょう 成田市花崎町828-11	0476-24-5715

・年金事務所 通訳サービス

窓口へ行ってください。電話では できません。

受付時間 月～金 午前8:30 - 午後5:15

たいおうげんご
対応言語

えいご ちゅうごくご かんこくご ご ご ご ご ご
英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、
ネパール語、ミャンマー語

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

■ 家や アパートを 借りるとき

◇ 民間<個人や 会社>の 家を かりる 場合

ふつう、不動産会社<家を しようかいする 会社>で 家(貸家、アパート)を しようかいしてもらいます。契約<かりる やくそく>をするときは、とくべつな 手続きが 必要となることがあります。家賃<家を かりる お金>以外にかかる お金を はらったり、保証人<あなたの かわりに 家賃を はらう人>をみつける 必要があるかもしれません。契約書<やくそくを 書いた 紙>や 重要事項説明書<大事なことを 書いた 紙>に 書いてあることを よく よんで ください。

・部屋探しのガイドブック(国土交通省)

日本で 家や アパートを さがすときに しってほしいことが 書いてある 本です。どうやって 部屋を さがすか、契約の 手手続き、引っ越ししたあとに 注意することなどです。
日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、カンボジア語、タガログ語、モンゴル語

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house Tk3_000017.html

・「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」(日本で部屋探しをする外国人の方へ)(国土交通省)

日本で 家や アパートを さがすときに 使うことができる 本です。外国語が 使える 不動産会社<家を しようかいする 会社>などを 調べることができます。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house Tk3_000017.html

・千葉県外国人学生住居アドバイザー<学生が 相談できるところ>

「外国人学生住居アドバイザー」と かいてある 不動産会社は、家について 外国人学生が 相談できます。

千葉県の ホームページを みて ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kokusai/soudan/gakkokujiin/gakuseijuukyo.html>

◇ 公営住宅<県や 市町村の 家>を かりる 場合

県や 市町村が かしている 家は、もうしこみの日が きまっています。

家を かりるためには きまりが あります。もうしこんでも すぐに かりることが できないことがあります。

都市再生機構(UR)から 家を かりることも できます。詳しいことは、下の ところに きいて ください。

・市町村営住宅: 市町村の 役所

・県営住宅: 千葉県住宅供給公社 県営住宅管理部 電話:043-222-9200

・公団住宅: 独立行政法人 都市再生機構 <http://www.ur-net.go.jp/chintai/>

◇貸家<ひとつの 家をぜんぶ かりる>や アパートについて

- ① 家の種類: 貸家、アパート、マンション、下宿<ほかの人の家の部屋だけ かりる>などが あります。
- ② 部屋の数、大きさ: 部屋の かずと、L(居間<ふだん いる 部屋>)・D(食堂)・K(台所)を あわせて 2LDK、3LDK などと いいます。部屋の 広さは、畳が はいる枚数で いうことも あります。1畳は 約1.8 メートル×0.9 メートルです。
- ③ 電気・水道・ガスなどは ついています。使う ときに 自分で もうしこみを します。

◇必要な お金

- 契約のときに、家賃、共益費(管理費)、敷金、礼金、仲介手数料を あわせた ねだんを はらって ください。
- ① 家賃: 家を かりる お金です。つきの 月の 家賃を 毎月 はらって ください。
 - ② 共益費: アパートの 階段や ろうかなど、みんなで 使う ところの 電気や 掃除をするのに かかる お金です。
 - ③ 敷金: 1か月から 2か月の 家賃くらいの ねだんです。家賃を はらうことが できなくなったときや、部屋を こわしたときに 使う お金です。家主<家を かす人>に 預けます。部屋を 出るとき、部屋を なおす お金を ひいて、のこりが あれば かえしてもらいます。
 - ④ 礼金: 契約をするとき、お礼のために 家主に はらう お金です。1か月から 2か月の 家賃くらいの ねだんです。このお金は かえってできません。
 - ⑤ 仲介手数料: 家を しょうかいしてもらった お礼のために はらう お金です。ふつう、不動産会社に はらいます。1か月の 家賃くらいの ねだんです。このお金は かえってできません。

◇注意すること

- ① 契約するときに 保証人<家賃が はらえないときに かわりに はらう人>が 必要になるかもしれません。保証人が いないときは、保証会社<保証人を してくれる 会社>を使うことが できます。
- ② 家主に だまつて、住宅<部屋>の 改装<かたちや 色などを かえる>は できません。
- ③ 契約のときに きめた人以外は いっしょに 住むことが できません。
- ④ ふつう、契約は 2年で おわります。2年が すぎると 契約の 更新<もう一度 契約する>をする 必要があります。そのとき、家賃が 変わるかもしれません。

■電気・ガス・水道

◇電気

千葉県の 電気は 50 ヘルツ 100 ボルトです。これに あわない 道具を つかうときは あわせることが 必要です。

引っ越しして はじめて 電気を 使うときは、ブレーカーの スイッチを オンにして ください。電気が きます。そのあと、家に ある 「電気使用申込書」に 名前や 引っ越しした 日などを 書いて、電気の会社へ おくって ください。

電気の お金は 銀行や 郵便局に あずけている お金から 毎月 はらうことが できます。きました振込票(はらうときに 使う 紙)を 使って 銀行・郵便局・コンビニエンスストアなどで はらうことも できます。

引っ越しするときは 電気を 止める 必要が あります。引っ越しす まえに、電気の 会社に 連絡してください。

◇ガス

日本の ガスには 都市ガスと プロパンガスの 2つが あります。これに あつた ガスの 道具を 使う必要があります。あわない 道具を つかうと 危険です。火事や 事故が おこるかもしれません。

・都市ガス

都市ガスを 使いはじめるときは、使う まえに ちかくの ガス会社に 連絡して ください。ガス会社の人がきて、ガスを 使うことができるようになります。ガスの 道具が 安全か しらべてくれます。ガスの お金は 每月 銀行などに あずけている お金から はらうことが できます。振込通知書を使って 銀行・郵便局・コンビニエンスストアなどで はらうことも できます。

・プロパンガス (LP ガス)

アパートなどでは、プロパンガスを 使っているかもしれません。プロパンガスは ボンベ<ガスを いれるもの>に はいっています。使うときの 注意や、どうやって お金を はらうかについては、家主やアパートの 会社に きいて ください。

◇水道

日本の 水道の 水は のむことができます。水道を 使いはじめるときは、千葉県企業局や 住んでいる ところの 役所の 水道担当課などに 連絡して ください。

水道の お金は 銀行などに あずけている お金から はらうか、納入通知書(お金を はらうときの紙)を 使って コンビニエンスストアか、銀行などで はらって ください。引っ越しして 出ていくときは千葉県企業局や 住んでいる 市町村の 役所の 水道担当課に 連絡して ください。さいごに はらうお金を 計算します。

詳しいことは、千葉県企業局か 住んでいる ところの 役所の 水道担当課に きいて ください。

けんすい きやくさま ちばけんきょうきょく
・県水お客様センター(千葉県企業局)

でんわ 電話:0570-001245

げつようび きんようび ごぜんじふん 月曜日から 金曜日の 午前8時45分から 午後6時まで
 どようび ごぜんじふん ごごじ 土曜日は 午前8時45分 午後5時まで

■ 引っ越し

ひ 引っ越しをするときは、下のような 手続きが 必要です。

① 市区町村の 役所に 届を出す

ちゅうちょうざいりゅうしゃ ひとす 中長期在留者が、住むところを 変えたときは、新しい 住所の 役所に 届を出して ください。
 ひこひかいないだ 引っ越した 日から 14日以内に 出して ください。在留カードと、まえの 住所の 役所が 出した
 てんしゆつしょうめいしょ 転出証明書を もっていって ください。

② 国民健康保険の 手手続き

し く ちゅうそん やくしょ こくみんけんこうほけん てつづ 市区町村の 役所の 国民健康保険担当係

③ 運転免許証の 住所を 変える

あたらじゅうしょ けいさつしょ うんてんめんきょ 新しい 住所の 警察署か 運転免許センター

④ 電気・水道・ガス・電話・郵便局

でんきかいしゃ かいしゃすいどう でんわ ゆうびんきょく 電気の 会社、ガスの 会社、水道、NTT(電話)、郵便局などにも 引っ越したことを おしえて ください。電気、ガス、水道は、 引っ越す 日の2日から 3日まえまでに 連絡して ください。引っ越し日に 会社の人が きて、はらう お金の 計算をします。郵便局は、ふるい 住所に きた 手紙などを 新しい 住所へ おくってくれます。1年の 間だけです。

⑤ 印鑑登録:引っ越す まえの 市区町村で もうしこんだものは 使えません。

■ 日本の 祝日

ひづけ 日付	しゅくじつ 祝日
がつ ついたち 1月 1日	がんじつ 元日
がつ だい げつようび 1月の第2月曜日	せいじん ひ 成人の日
がつ にち 2月 11日	けんこくきねん ひ 建国記念の日
がつ にち 2月 23日	てんのうたんじょう ひ 天皇誕生日
がつ にち 3月 21日*	しゅんぶん ひ 春分の日*
がつ にち 4月 29日	しょうわ ひ 昭和の日
がつ みっか 5月 3日	けんぽうしきねん ひ 憲法記念日
がつ よっか 5月 4日	ひ みどりの日
がつ いつか 5月 5日	ひ こどもの日
がつ だい げつようび 7月の第3月曜日	うみ ひ 海の日
がつ にち 8月 11日	やま ひ 山の日
がつ だい げつようび 9月の第3月曜日	けいろう ひ 敬老の日
がつ にち 9月 23日*	しゅうぶん ひ 秋分の日*
がつ だい げつようび 10月の第2月曜日	ひ スポーツの日
がつ みっか 11月 3日	ぶんか ひ 文化の日
がつ にち 11月23日	きんろうかんしゃ ひ 勤労感謝の日

「*」のついた 祝日は、年によって 日が 変わります。

■ 覚えておくと 便利なこと

・あいさつ

近所や 会社で 知っている人と あつたときには、朝は「おはよう(ございます)」、昼は「こんにちは」、夜は「こんばんは」と いって あたまを さげて ください。

・食事のとき

食べる人が 食べはじめると いきます、「いただきます」、食べおわったときに「ごちそうさま」と いいます。

・日本の 家

ふつう、玄関が 部屋より ひくいです。家の なかへ はいるときは、玄関で くつを ぬぎます。家の なかで はく スリッパがあるときは はいて ください。畳の 部屋では スリッパを ぬいで ください。

・トイレ

洋式<いすのようすに すわる>と 和式<すわるところがない>の トイレが あります。和式の トイレを つかうときは、便器の 外側に立ちます。ひざを まげて こしを 便器の ちかくまで おとしてください。トイレットペーパー<トイレで おしりを ふくための 紙>以外の ものを いつしょに ながすと トイレが こわれます。注意して ください。

ふろ
・風呂

日本の 風呂では、湯に はいる まえに からだを あらいます。1人が はいった あとも 湯は かえません。あとで はいる人のために、きれいに 使って ください。

チップ<レストランや ホテルで わたす お礼の お金>

日本では チップを わたす 必要は ありません。

・レストランや ホテルなどでは、はらう お金に サービス料<店の人に はらうお金>が はいっていることがあります。

じちかい ちょうないかい こどもかい
・自治会(町内会)と 子供会

近所に 住む人たちの 会です。近所で こまっている人を たすけたり、なかよくするための 会です。はいりたい人だけ はいることが できます。はいると 役所からの 話や 近所の ことについて おしゃべりもらることができます。近所を そうじしたり、わるい人が はいってこないようにしたり、火事などを ふせいでいます。盆踊り<夏に みんなで 日本の おどりを おどる>や 運動会<はしる 競争などをする>も やっているかもしれません。お知らせは 「回覧板」(お知らせを 書いた 紙)で きます。読んだら 次の人の ところへ もっていって ください。

■ ごみの すべて

家から 出る ごみは、ふつう、もえる ごみ、もえない ごみ、びん・缶、資源物<つくりなおして また 使う ことができるもの>などが あります。分けて 出して ください。分け方は、市町村で きまっています。出すことができる 日、時間、場所は きまっています。粗大ごみ<大きな ごみ>や 分け方が きまっているごみを、するときは お金が かかります。エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の 4つは、粗大ごみで出すことができません。お金をはらって、店の人に とりにきてもらってください。ごみの 分け方や すべて方は、住んでいる ところで それぞれ 別に きまっています。近所の人や、市区町村の 役所に きいて ください。パンフレット<ごみについて せつめいをする 本>などを もらってください。

■ ペットを 家でかうとき

◇犬の 登録<役所に とどける>と 予防接種<病気を ふせぐ 注射>

犬を かうときは、かならず 登録と 狂犬病<犬の 病気>の 予防接種をする 必要が あります。生まられてから 91日以上の 犬を かったときは、30日以内に 市町村の 役所で 犬の 登録をして ください。犬が 死んだり、住所が 変わったり、犬を もつ人が 変わったりしたときも 30日以内に 役所にとどけて ください。登録をすると 「鑑札<犬の番号を 書いた 札>」が もらえます。それを 必ず 犬につけて ください。毎年 1回、必ず 狂犬病の 予防接種をする 必要が あります(4月~6月)。注射が 終わったあと、市町村の 役所で 手続きをしてください。そこで 狂犬病予防注射済票<狂犬病の 予防接種を受けた 証明書>を もらいます。それを 必ず 犬に つけて ください。詳しいことは 市町村の 役所に きいて ください。

◇犬や 猫を かうことが できなくなったときと 死んだとき

犬や 猫を かうことが できなくなった 場合は、できるだけ 新しく せわをしてくれる人を みつけてください。どうしても もらってくれる人が みつからないときは、住んでいる ところの 保健所か 動物愛護センターに 相談して ください。ペットが 死んだときは、ちかくの 清掃事務所くごみのことを相談するところ>か ペット霊園<ペットの 墓>に 相談して ください。

・動物愛護センター

富里市御料709-1

電話:0476-93-5711

・動物愛護センター(東葛飾支所)

柏市高柳1018-6

電話:04-7191-0050

・千葉市動物保護指導センター(千葉市に 住んでいる人)
千葉市稲毛区宮野木町445 番地1

電話:043-258-7817

・船橋市動物愛護指導センター(船橋市に 住んでいる人)
船橋市潮見町32-2

電話:047-435-3916

・柏市動物愛護ふれあいセンター(柏市に 住んでいる人)
柏市風早2丁目4-3

電話:04-7190-2828

◇その他

アパートなどでは、ペットを かうことが できないことがあります。ペットを かう まえに、賃貸借契約書<家を かりる 約束を 書いた 紙>を よく よんで ください。
事故が 起こらないようにするために、犬は おりの中で 飼うか、ロープなどに つないで 飼わなければいけません。

■ 買い物や サービスで こまったとき

消費者相談窓口に 相談が できます。買ったものや サービスが 悪かったときなど、 買い物についての 相談です。悪い人から ものを 売られたときや、ものを 買うときの 約束について こまったときも相談することができます。

◇千葉県消費者センター

電話:047-434-0999

相談できる 時間は 月曜日から 金曜日までの
 午前9時から 午後4時30分までと
 土曜日の 午前9時から 午後4時まで (祝日と 年末年始は 休み)

<http://www.pref.chiba.lg.jp/customer/soudan/chiba.html>

◇国民生活センター

http://www.kokusen.go.jp/ncac_index_e.htm (英語)

市町村 消費生活センター

市町村	電話	相談時間
千葉市	043-207-3000	午前9時から 午後4時30分まで、土曜日は 電話の 相談だけ
習志野市	047-451-6999	午前9時30分から 午後4時まで、毎月第2土曜日
八千代市	047-485-0559	午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
市川市	047-712-8629	午前10時から 午後4時まで、毎月第2土曜日と 第4土曜日(電話の相談だけ)
船橋市	047-423-3006	午前9時から 午後4時まで、毎月第2土曜日と 第4土曜日
浦安市	047-390-0030	午前10時から 午後4時まで
松戸市	047-365-6565	午前8時30分から 午後4時まで
流山市	04-7158-0999	午前9時から 午後4時30分まで
鎌ヶ谷市	047-445-1246	午前10時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
野田市	04-7123-1084	午前10時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
柏市	04-7164-4100	午前9時から 午後4時30分まで、毎月第3土曜日(電話の相談だけ)
我孫子市	04-7185-0999	午前10時から 午後5時30分まで、毎月第2土曜日と 第4土曜日
成田市	0476-23-1161	午前9時から 午後4時30分まで
佐倉市	043-483-4999	午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
四街道市	043-422-2155	午前9時から 午後4時まで
八街市	043-443-9299	午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
印西市	0476-42-3306	午前9時30分から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時30分まで
白井市	047-492-1111 (3202)	午前10時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
富里市	0476-93-5348	午前9時30分から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
香取市	0478-50-1300	午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
銚子市	0479-24-8194	午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで

しちょうそん 市町村	でんわ 電話	そうだんじかん 相談時間
あさひし 旭市	0479-62-8019	午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
そうさし 匝瑳市	0479-74-7007	月曜日と 火曜日と 木曜日と 金曜日の 午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
とうがねし 東金市	0475-50-1238	午前10時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後3時まで
さんむし 山武市	0475-82-8453	午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時30分まで
おおあみしらさとし 大網白里市	0475-70-0344	月曜日と 火曜日と 水曜日と 金曜日の 午前10時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
もばらし 茂原市	0475-20-1101	午前9時30分から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
きさらづし 木更津市	0438-20-2234	午前10時から 午後4時まで
きみつし 君津市	0439-56-1529	月曜日と 水曜日と 木曜日と 金曜日の 午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後3時まで
そでがうらし 袖ヶ浦市	0438-62-3134	午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後4時まで
いちはらし 市原市	0436-21-0999	午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後3時30分まで

*相談は 日本語です。 あいている 日は ふつう 月曜日から 金曜日までです。ほかに あいている
ひ ぱあい そうだんじかん か
日が ある 場合は、「相談時間」の ところに 書いています。

■ 銀行で 口座へお金を あずけるところ>を つくるとき

口座を つくるときは、パスポートか 在留カードなど、なまえと 顔写真の あるものが 必要です。いつし
よに キャッシュカードを つくると、ATM や CD<カードを使って、お金を 出すことが できる きかい
>を 使うことが できます。銀行へ いかなくとも、お金を あずけたり 出したりすることができます。
お金を おくったり、口座に いくら お金があるか みることも できます。自分の 国へ かえるときは、
口座を 止めて ください。

■ 水道や 電気などの お金を はらう

電気、ガス、水道、電話、NHK<テレビ>などの お金は、毎月 きまたた 日までに はらって ください。
それぞれの 会社に はらう 必要が あります。銀行などに 貯金の 口座を もっている人は、その口座
から 自動で はらうことが できます(口座振替制度)。便利です。

コンビニエンスストアや クレジットカードで はらうことも できます。

■ 新聞

日本では、新聞を 家まで もってきてもらうことが できます。毎日、朝と 夕方に もってきてくれます。近
くの 新聞の 店に もうしこんで ください。
がいこくご しんぶん みせ
外国語の 新聞も いくつか あります。近くの 新聞の 店に きて ください。

■ テレビ・ラジオ

◇テレビ

家やアパートにテレビがある場合、日本放送協会(NHK)との受信契約<みるためのもうしこみ>が必要です。2か月に1回、受信料<みるためにかかるお金>をはらう必要があります。6か月、12か月のお金を先にまとめてはらうこともできます。郵便で振込用紙<お金をはらうときに使う紙>がきます。銀行の口座やクレジットカードからはらうこともできます。

NHKでは、いろいろな国の映画やニュースをみることができます。元のことばと日本語でみるとことができます。新しいテレビでは日本語と外国語を選ぶことができます。テレビの多重音声機能を使ってください。ことばを変えることができます。

大きな地震がきそうなときの警戒宣言<地震がきますというお知らせ>や津波警報<津波がもうすぐくるというお知らせ>が出たときは、NHK(1チャンネル)か衛星放送(BS)の副音声<多重音声機能で変えることができることば>で、英語の放送を聞くことができます。

◇ラジオ

千葉県で聞くことができるラジオの放送はたくさんあります。日本のラジオの周波数(Hz:ヘルツ)はほかの国とちがいます。外国のラジオは使うことができません。日本でつくられたラジオが必要です。次のところで外国語の放送を聞くことができます。

- NHK ラジオ第2:693kHz

- Inter FM:FM 89.7MHz

まいにち 毎日 24時間、英語で放送しています。

■ 図書館

千葉県にある主な図書館

	名前	住所	電話
1	千葉県立中央図書館	千葉市中央区市場町11-1	043-222-0116
2	千葉県立西部図書館	松戸市千駄堀657-7	047-385-4133
3	千葉県立東部図書館	旭市ハの349	0479-62-7070
4	千葉市中央図書館	千葉市中央区弁天3-7-7	043-287-3980
5	千葉市みやこ図書館	千葉市中央区都町3-11-3	043-233-8333
6	習志野市立中央図書館	習志野市本大久保3-8-19	047-475-3213
7	市川市中央図書館	市川市鬼高1-1-4	047-320-3333
8	船橋市中央図書館	船橋市本町4-38-28	047-460-1311
9	船橋市西図書館	船橋市西船1-20-50	047-431-4385
10	船橋市北図書館	船橋市二和東5-26-1	047-448-4899
11	浦安市立中央図書館	浦安市猫実1-2-1	047-352-4646

	なまえ 名前	じゆうしょ 住所	でんわ 電話
12	あびこしみんとしょかん 我孫子市民図書館	あびこしわかまつ 我孫子市若松26-4	04-7184-1110
13	しろいしりつとしょかん 白井市立図書館	しろいしふく 白井市複1148-8	047-492-1122
14	なりたしりつとしょかん 成田市立図書館	なりたしあかさか 成田市赤坂1-1-3	0476-27-4646
15	さくらしりつとしょかん 佐倉市立志津図書館	さくらしにしげ 佐倉市西志津4-1-2	043-488-0906
16	さくらしりつさくらみなみとしょかん 佐倉市立佐倉南図書館	さくらしさんおう 佐倉市山王2-37-13	043-483-3000
17	やちまたしりつとしょかん 八街市立図書館	やちまたしゃちまた 八街市八街ほ800-1	043-444-4946
18	いんざいしりつおおもりとしょかん 印西市立大森図書館	いんざいしおおもり 印西市大森2535	0476-42-8686
19	とみさとしりつとしょかん 富里市立図書館	とみさとしななえ 富里市七栄653-1	0476-90-4646
20	よこしばひかりちょうりつとしょかん 横芝光町立図書館	よこしばひかりまちみやがわ 横芝光町宮川11917	0479-84-3311
21	そでがうらしりつちゅうおうとしょかん 袖ヶ浦市立中央図書館	そでがうらしさかどいちば 袖ヶ浦市坂戸市場1393-2	0438-63-4646
22	いちはらしりつちゅうおうとしょかん 市原市立中央図書館	いちはらしさらしな 市原市更級5-1-51	0436-23-4946

千葉県には 県の 図書館が 3つ あります。千葉県に 住んでいる人は 誰でも 使うことが できます。

図書館で 本を カリたいときは、カードを もうしこんで ください。運転免許証、社員証<会社で 働いていることを 証明する カード>、在留カードなど、住所が わかるものを もってきて ください。
また、千葉県の 全ての市町村に 図書館や 公民館図書室が あります。使い方は 市町村が やっていられる 図書館に きいてください。千葉県にある 図書館は、下のホームページで 確認できます。

<https://www.library.pref.chiba.lg.jp/guide/librarylist/>

■ あそ 遊びにいくところ

した こうしき 下の 公式ウェブサイトで、おすすめの 観光スポットや 旅行のコースの 情報を 見ることができます。

・ちば観光ナビ(日本語)

<https://maruchiba.jp/>

・Visit Chiba (英語、繁体字、簡体字、タイ語)

<https://www.visitchiba.jp/>

■ 郵便
ゆうびん

◇日本に 郵便を おくる

- ① 定形郵便物<郵便局で きまっている 大きさ>(封筒): 50 グラムまで 110円
(たての 長さ 14 センチから 23.5 センチまで、よこの 長さ 9 センチから 12 センチまで、厚さ 3 センチ以下。重さ 50 グラムまで)
- ② 定形外郵便物(封筒):重さや 大きさで ねだんが 変わります。
- ③ はがき 85円、ミニレター<たたむと 封筒になる 手紙> 85円、往復はがき<いきと かえりの 2枚 が いつしょになった はがき> 170円
- ④ 小包郵便(ゆうパック)<荷物>:大きさと おくる 場所で ねだんが 変わります。
(たてと よこの 長さ、厚さを あわせて 170 センチまで。重さ 25 キロまで)
・本などを おくるときは ゆうメールを 使うと やすいです。(重さ 1 キロまで)
・荷物を いれる 箱は 郵便局で 買うことが できます。
- ⑤ 速達<はやくつく 郵便>:急いで とどけてもらいたいときは 「速達扱い」にして ください。ふつうの 郵便より みじかい 時間で とどきます。
- ⑥ 書留<大切なものを おくる 郵便>:お金、大切な 手紙や 物は 「書留」にして ください。もしも なくなつたときは かわりの お金を もらうことが できます。郵便局で もうしこんでください。

*うけとつた人の はんこや サインが 必要な手紙や、荷物が とどいたとき、家に いなければ、とどけた ひと ふざいはいたつ つうち 人は「不在配達の通知<もっててきたけど いませんでしたという お知らせ>」を おいていきます。7 日 ない ゆうびんきょく 以内に 郵便局に とりにいってください。このとき、身分証明書(パスポート、在留カード、運転免許証 など)を もつていって ください。もう 1回 家へ もってきてもらうことも できます。いつ とどけてほしい ゆうびんきょく し か、郵便局に 知らせてください。

◇外国へ 郵便を おくる

- ① ふつうの 郵便
航空便<ひこうきで おくる 郵便>で、手紙、はがき、本などを おくることができます。10 日から じゅうよつか 14 日くらいで とどきます。
- ② EMS(国際スピード郵便)
航空便より はやく とどきます。
- ③ 小形包装物<ちいさい 荷物>、国際小包<荷物>
航空便、船便、エコノミー航空(SAL)便<航空便より やすくて 船便より はやい>の 3つが あります。
おくる 荷物が 多いときは、ねだんが 10%から 20% やすくなります。

おも
重さは 30 キロまでです。(おくる 国によって ちがいます)
 おくるじょう かみ ひつよう か にもの
 送り状<おくるための 紙>に 必要なことを 書いて、荷物に はって ください。

◇自分の 国へ かえるときや 引っ越すときの 手続き

自分の 国へ かえるときや 引っ越すまえに、郵便局に 知らせて ください。日本の なかなら、引っ越しした あとの 新しい 住所へ 1年のあいだ 郵便を おくってくれます。お金は かかりません。もうしこむときに 使う はがきは 郵便局に あります。

*郵便局が あいている 時間

<https://map.japanpost.jp/p/search/>

*日本郵便株式会社では 英語で 書いた ホームページが あります。郵便のことや、ねだんについて 知ることができます。

<http://www.post.japanpost.jp/english/index.html>

■宅配便<荷物を おくる>

日本で 荷物を おくるとき、郵便のほかに、宅配便を 使うことが できます。コンビニエンスストアなどでも もうしこむことが できます。冷凍した 食べものを おくったり、スキーや ゴルフの道具を おくることも できます。

荷物を とりにくる時間や おくる 場所で、何日かかるかが 変わります。おくる 場所の 遠さや 荷物の大きさで ねだんが 変わります。荷物を おくることが できないことも あります。

■ 電話

◇電話の かけかた

日本の 電話番号は、市外局番- 市内局番-加入者番号の 3つを あわせたものです。受話器<話すところ>を とったあと、番号の ボタンを おします。

ただし、自分と同じ市外局番の相手に電話をかけるときは、市外局番は、いりません。

*携帯電話から かけるときは、ぜんぶの 番号を おして ください。

例

市外局番	市内局番	加入者番号
043	123	4567

◇電話を 新しく つけるとき、引っ越すとき、もつ人の 名前が 変わるとき
 近くの NTT の 事務所へ いって ください。身分証明書(パスポート、在留カード、運転免許証など)を もつていって ください。

◇便利な 電話番号

新しく 電話を つけるとき 116

電話が こわれたとき 113

かけたい人が 電話を 使っているか 知りたいとき 114

正しい 時間を 知りたいとき(お金が かかります) 117

天気予報を ききたいとき(お金が かかります) 177

◇英語の 案内

NTT東日本

<http://www.ntt-east.co.jp/en/>

電話: 116 か 0120-116-000

午前9時から 午後5時まで

(12月の おわりと 1月の はじめは 休み)

◇電話を つかうのに かかる お金

基本料(回線使用料)<電話を もつことに かかる お金>と 通話料金<電話を かけるときに かかる お金>があります。

基本料は NTT に はらって ください。通話料金は すきな 電話の 会社から 選ぶことも できます。

NTT以外の 電話会社を 使うときは、使う まえに 契約<使うための やくそく>が 必要です。使いたい 電話会社に きいて ください。

◇電話の お金を はらう

電話の お金については、毎月、会社から 請求書<はらう ねだんを 書いた 紙>が 郵便で きます。

ちかくの 銀行、郵便局、コンビニエンスストア、電話会社の 事務所で はらって ください。口座振替<銀行などに あずけている お金から 每月 はらう>も できます。

◇携帯電話を 買う

携帯電話の 店や 家電量販店<テレビなど 電気製品を うる 店>などで 買うことが できます。

身分証明書(パスポート、在留カードなど)が あります。毎月の お金を はらう 手続きに 必要なもの(クレジットカードなど)も もつていって ください。詳しいことは、携帯電話を 買う 店で きいて ください。

◇公衆電話<まちに ある 電話>

公衆電話では、10円玉、100円玉 テレホンカード<公衆電話をかけるときに 使う カード>を つかうことができます。100円玉を 使った ときは おつりが でません。注意して ください。

受話器<話すところ>を とったあと、お金か テレホンカードを いれて ください。「ブー」という ひくい音が きこえたら、かけたい 番号の ボタンを おして ください。話している あいだに お金が なくなりそうになったら、「ピー」という すこし たかい音が きこえます。もっと 話をしたいときは、新しい硬貨か テレホンカードを いれて ください。

公衆電話で 外国へ 電話をかけるときは、デジタル公衆電話を 使って ください。国際電話を かけることができる 公衆電話の きかいには、「国際電話が ご利用できます」と 書いてあります。それを見てから 使って ください。

テレホンカードは、NTT や コンビニエンスストアなどで 買うことが できます。

◇国際電話<外国へ かける 電話>

・国際ダイヤル通話

電話を かける人が、自分で 外国の かけたい 番号を おして ください。
(010)+国の 番号+かけたい人の 電話番号

・国際オペレーター通話:0051

はじめに 電話会社の人に たのんで、外国の 話したい人を 電話のところまで 呼んでもらいます。

<https://www.kddi.com/phone/international/operator/>

■ こうつう 交通について

電車やバスなどの線がたくさんとおっています。毎日の生活の中で便利に使うことができます。

■ でんしゃ 電車

◇どんな乗車券<きっぷ>があるか

①普通乗車券

ちかいところへいくときのきっぷは自動販売機<きっぷをうるきかい>で買ってください。とおいところへいくときのきっぷや特急券<特急にのるときに必要なきっぷ>などは駅に売るところがあります。きっぷのねだんは自動販売機の上に書いてあります。11歳までの「こども」ははんぶんのねだんです(中学生はおとなとおなじねだんです)。5歳までのちいさいこどもはお金はいりません(小学生は「こども」とおなじねだんです)。お金がいらないのは、おとなか「こども」1人について、ちいさいこども2人までです。

②回数券

10枚のねだんで11枚のきっぷを買うことができます。おなじ駅のあいだを何回ものるときに便利です。使用期限<いつまで使うことができるか>がきまっています。

③定期券

まいにち仕事や学校へいく人は定期券が便利です。きまた駅のあいだを何回でも乗ることができます。1か月か3か月か6か月の3つの期間があります。長いものほど1回にかかるねだんが安くなります。

◇ICカード式乗車券(Suica(スイカ)とPASMO(パスマ))

定期券にもプリペイド式乗車券<先にたくさんお金をいれて使うきっぷ>にもなるカードです。カードを読むきかいがあるぜんぶの電車とバスでつかうことができます。のるときに毎回お金を出してきっぷを買う必要がなくなります。

SuicaはJR東日本で売っています。自動改札機<駅の中にいるときにとおるきかい>にカードをしっかりとのせてとおります。PASMOは、私鉄<JR以外の電車>、地下鉄、バス会社で売っています。

◇電車の種類

- ・ぜんぶの駅にとまる電車:「普通」
- ・大きい駅だけにとまる電車:「特急」、「快速」、「急行」

◇時刻表<電車が でる時間をみる 表>

時刻表をみると、電車が何時に駅を出て何時につくかわかります。時刻表では、「午前」、「午後」ということは使いません。時間は24時間制で書いています(例: 午後3時は15:00、午後11時は23:00と書きます)。

■バス

バスがいくところはまえの面のうえに書いています。

お金のほかに、定期券、回数券、ICカード式乗車券(Suica、P smoなど)も使うことができます。

◇お金の はらい方

- どこでおりても同じねだんのバスがあります。停留所<バスがとまるところ>でねだんをみてください。乗るときにお金をはらってください。
- おりるときにお金をはらうバスでは、のるときに「整理券<数字を書いた紙>」をとってください。
- おりたい停留所のすこしまえにきたら、バスについているボタンをおしてください。つぎの停留所でバスがとまります。
- ねだんはバスのなかのいちばんまえにでています。整理券の番号のところにかいであるねだんを払ってください。おりるとき、運転手の横にお金をいれるはこがあります。整理券といっしょにお金をいれてください。おつりは出ません。ちょうどのお金を用意してください。
11歳までの「こども」ははんぶんのねだんです(中学生はおとなとおなじねだんです)。5歳までのちいさいこどもはお金はいりません(小学生は「こども」とおなじねだんです)。お金がいらないのは、おとなか「こども」ひとりについて、ちいさいこどもふたりまでです。
- ICカード式乗車券(SuicaやP smo)をつかうときは、のるところにあるきかいにカードをしつかりとのせてください。おりるときも、お金をいれるはこのところにカードをのせてください。

■タクシー

タクシーは車の上に会社のなまえのしるしがついています。客がのっていないタクシーは、まえのまどに赤い色で「空車<あいでいます>」とでています。

タクシーは駅のまえなどにあるタクシー乗り場からのることができます。道をはしっている空車のタクシーをとめて、乗ることもできます。タクシーの会社に電話して呼ぶこともできます。呼ぶときはべつにねだんがかかります。日本のタクシーは運転手がドアをあけたりしめたりします。

ドアにさわらないでください。

ねだんは、車の大きさ、はしった長さ、時間、場所などで変わります。運転手の横にある「メーター」にねだんがでています。朝はやい時間と夜おそい時間や、高速道路をとおったときはねだんが高くなります。チップ<お礼のお金>はいりません。

■ 自動車の 運転

日本では、自動車や 自転車は 道の ひだりがわを とおります。飲酒運転<酒を のんだあとに 運転する>は 絶対にしないでください。

◇日本で 運転するためには、下の どれかの 免許証を もっている 必要が あります。

① 日本の 免許証

② ジュネーブ条約に あった 国際運転免許証<外国で 使うことが できる 免許証>
(免許を もらってから1年か、日本に はいった 日から 1年の どちらか早い方)
※住民基本台帳<住んでいる人の 名前や 住所を まとめた リスト>に名前が 書いてある人が、
外国に 3か月以上いないで 国際免許証を もらって 日本に もどってきた 時は、日本では 運転できません。

③ スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾の 免許証(日本語の 訳が 必要です。免許証をつくった 国の 領事館などが 訳したものだけです。)

〈運転免許のことを ききたいとき〉

千葉県警察

・千葉運転免許センター

千葉市美浜区浜田2-1

電話:043-274-2000

(電話と ファックスが あります。日本語)

・流山運転免許センター

流山市前ヶ崎217番地

電話:04-7147-2000

(電話と ファックスが あります。日本語)

・一番 近くの 警察署の 交通課

<http://www.police.pref.chiba.jp/license/index.html>

◇自分の 国の 運転免許証から 日本の 運転免許証に 変える

使うことができる 外国の 免許を もつていて、免許を とったあと その 国に 3か月以上 いた人だけです。

知識審査<日本の 運転や 交通について しっているか しらべる>と 技能審査<運転することができるか しらべる>が 必要です(必要が ない 国も あります)。

手続きをするときは、千葉運転免許センターへ いって ください。

手続きに いく まえに 必要なものは、千葉運転免許センターに きいて ください。
* 流山運転免許センターでは 手続きが できません。注意して ください。

◇日本で あたらしく 運転免許証を とる

自分の 国の 免許証を もっていない人は、新しく 日本の 運転免許証を とることが できます。日本人と おなじように、運転免許センターで 試験を うけて、ごうかくする 必要があります。適性試験<からだの 試験>、筆記試験<こたえを 書く 試験>、技能試験<運転する 試験>が あります。日本では 運転を ならう 学校(自動車学校)へ いく人が 多いです。運転免許証を とるために必要なことを ならいます。

交通の 勉強や 車の 運転のしかたなどです。自動車学校の 勉強が おわった人は、運転免許センターで 技能試験を 受けなくて いいです。適性試験、筆記試験だけです。(筆記試験は 「○」か「×」の どちらかを 書く 試験です。日本語か 外国語(英語か 中国語など)※詳しくは 県警ホームページを見て ください) で うけることが できます。)

*勉強の 本

「交通の 教則<日本の 交通の きまり>」
(英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語)

日本自動車連盟 (JAF)で うっています。

全日本交通安全協会が 出している「交通の 教則」という 本を 訳したものです。

<https://jaf.or.jp/common/visitor-procedures/rules-of-the-road>

[運転免許証を とるために いるものや お金]

どんな 免許を とるかで、必要なものや はらう ねだんが かわります。運転免許センターに きいてください。

◇運転免許証の 更新<新しいものに かえる>

運転免許証は もらってから 3回 あの 誕生日の 1か月後 までです。そのあと、3年に 1回 更新する 必要が あります。優良運転者<いつも 安全に 運転している人>は 5年に 1回です。

更新の 手続は 運転免許センターか ちかくの 警察署で できます。

更新のときになると、免許証の 住所に、あんないの はがきが きます。誕生日の 1か月 まえから 1か月 あとまでの あいだに 手續をして ください。

詳しいことは 運転免許センターに きいて ください。

◇自動車を 登録する<役所に 届ける>

自動車を かったときは 陸運事務所に 登録する 必要が あります。むずかしい 手續です。

ふつう、車を 売る 店が かわりに やってくれます。

自動車を 登録するときは、税金(自動車重量税<おもさに かかる>、自動車取得税<自動車を 買つたとき>、自動車税<自動車を もっている人に かかる>)を はらうこと、保険(自動車損害賠償責任保険・自賠責)に はいることと、自動車保管場所証明(車庫証明)が 必要です。印鑑証明か サイン

(日本にある 大使館で 証明したもの)も 必要です。

- ・自動車損害賠償責任保険(自賠責保険):必ずはいる必要があります。
- ・自由にはいる保険(任意保険):自動車損害賠償責任保険だけではたりないことがあります。
- ・任意保険にもはいってください。
- ・自動車保管場所証明(車庫証明):自動車をおく場所があることを證明する紙「車庫証明」です。自動車をおく場所のちかくの警察署にもうしこんでください。

◇自動車の検査くしらべる>(車検)

自動車がこわれていないか、どうか、きまりにあっているか、どうかをしらべることが、法律できまっています。2年か3年に1回です。自動車を新しく登録したときに検査があり、自動車検査証ができます。つぎの検査をいつうけるかは自動車検査証に書いてあります。

検査は自動車をせいびくなおすこと>する工場にたのむことができます。自分で検査の手続きをすることもできます。

かかるお金(検査登録申請料・自動車損害賠償責任保険料・重量税・修理代)はとても高いです。検査のまえに用意してください。

■原動機付き自転車(原付バイク)

原動機付き自転車(原付バイク)にのる人は免許が必要です。原動機付き自転車(原付バイク)を買ったときは、住んでいる市区町村の役所に登録してください。毎年1回、税金(軽自動車税)をはらう必要があります。

■ペダル付き電動バイク

ペダル付き電動バイクは自転車ではありません。運転する人は、免許が必要です。ナンバープレートを付ける必要があります。また、自動車損害賠償責任保険に入る必要があります。運転する前に必要な資格、ルールを確認してください。

■日本の交通についてまもってほしいこと

◇道をあるくとき

- ①歩道にある人がとおるところ>があるところでは、必ず歩道をとおってください。
- ②歩道がないところでは、道の右の方をあるいてください。
- ③道路をわたるときは、信号をまもってください。信号がないところは、横断歩道<道をわたるためのしまもようのあるところ>を使ってください。わたるまえに左と右の安全をしらべてください。車が止まってからわたってください。
- ④道へとびだす<急にはしって出る>ことは絶対にしないでください。
- ⑤夜は反射材<車の電気を受けてひかるもの>をからだにつけるか、あかるい色のふくをきてください。

⑥ 「歩行者横断禁止」の 標識<交通の きまりを 書いた しるし>が ある 場所では、道を わたらな
いで ください。

◇自転車で 走るとき

自転車に 乗るまえ

- ① 自転車保険に はいって ください。
- ② 点検整備<自転車が こわれていないかの 確認>をしてください。
- ③ 反射器材<自転車につける 電気を 受けて ひかるもの>を 付けてください。
- ④ ヘルメットを かぶってください。
- ⑤ お酒を のんだら ぜつたに 運転しないで ください。

自転車に 乗るとき

- ① 自転車は 車道<車が とおる 道>を とおって ください。車道の 左の はしを はしって ください。
- ② あるいている人の じやまをしないで ください。
- ③ 傘を さしたり、スマホを みながら 運転しないで ください。
- ④ 交差点では 止まって、まえや よこを よくみて ください。
- ⑤ 暗くなったら 電気を つけて ください。

◇自動車を 運転するとき

- ① 交通の きまりを まもって ください。信号や 標識を まもって ください。
- ② 運転免許を もっていない人や お酒を のんだ人は、ぜつたに 運転しないで ください。
- ③ 自動車に 乗るときは、必ず シートベルト<からだを とめる ベルト>をして ください。5歳までの子どもを のせるときは、チャイルドシート<子どもの いす>を使う 必要が あります。

・防犯登録<ぬすまれたときのための 手続き>

自転車は、かならず 防犯登録をする 必要が あります。自転車が ぬすまれたときや、なくなつたときなど、防犯登録が あれば かえつてくるかもしれません。防犯登録は、自転車の 店などで 手続きを してくれます。

・自転車等放置禁止区域<自転車を おいてはいけない ところ>

駅の まえなどは、自転車等の 放置禁止区域になつています。標識が 出ています。この 場所に自転車や オートバイを おいたときは 撤去<役所の人が ほかのところに もついく>されます。撤去に かかった お金などを はらう 必要があります。自転車を おくときは 注意して ください。

◇交通事故の 相談

交通事故に あつた 場合、けがや 車を なおす お金を はらうなど、いろいろな 問題が おこります。交通事故にあって こまつている人のために、千葉県には、交通事故相談所が あります。いろいろなことを しつている人に 相談が できます。ひみつは まもります。お金は いりません。
相談は 日本語です。

[千葉県交通事故相談所]

・本所(千葉県庁本庁舎2階)
千葉市中央区市場町1-1
電話 043-223-2264

・東葛飾支所(東葛飾地域振興事務所4階)
まつどしこねもと
松戸市小根本7
電話 047-368-8000

・安房支所(安房地域振興事務所1階)
たてやましほうじょう
館山市北条402-1
電話 0470-22-7132

相談できる 時間は 午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後5時まで
(土曜日、日曜日、祝日と 12月の おわりと 1月の はじめは やすみ)

*相談を うける人が 千葉県の 34 の 市と 町を まわっています。相談できる 日と 時間などについて
は、ちかくの 交通事故相談所に きいて ください。

とうきょうざいがいこうかん
■ 東京にある在外公館

くに なまえ 国の名前	でんわ 電話	ざいがいこうかん しゅるい 在外公館の種類
アルバニア共和国	03-3543-6861	たいしかん 大使館
アルジェリア民主人民共和国	03-3711-2661	たいしかん 大使館
アンゴラ共和国	03-5430-7879	たいしかん 大使館
アンティグア・バーブーダ	03-3779-1341	めいよりょじかん 名譽領事館
アルゼンチン共和国	03-5420-7101	たいしかん 大使館
アルメニア共和国	03-6277-7453	たいしかん 大使館
オーストラリア連邦	03-5232-4111	たいしかん 大使館
オーストリア共和国	03-3451-8281	たいしかん 大使館
アゼルバイジャン共和国	03-5486-4744	たいしかん 大使館
アフガニスタン・イスラム共和国	03-5574-7611	たいしかん 大使館
バハマ国	03-5211-1100	ちゅう 注
バーレーン王国	03-3584-8001	たいしかん 大使館
バングラデシュ人民共和国	03-3234-5801	たいしかん 大使館
ベラルーシ共和国	03-3448-1623	たいしかん 大使館
ベルギー王国	03-3262-0191	たいしかん 大使館
ベナン共和国	03-6268-9360	たいしかん 大使館
ブータン王国	03-6275-1566	めいよそうりょうじかん 名譽総領事館
ボリビア多民族国	03-6803-4362	たいしかん 大使館
ボスニア・ヘルツェゴビナ	03-5422-8231	たいしかん 大使館
ボツワナ共和国	03-5440-5676	たいしかん 大使館
ブラジル連邦共和国	03-3404-5211	たいしかん 大使館
ブルネイ・ダルサラーム国	03-3447-7997	たいしかん 大使館
ブルガリア共和国	03-3465-1021	たいしかん 大使館
ブルキナ・ファソ	03-3485-1930	大使館
カンボジア王国	03-5412-8521	たいしかん 大使館
カメルーン共和国	03-5430-4985	たいしかん 大使館
カナダ	03-5412-6200	たいしかん 大使館
中央アフリカ共和国	03-3702-8808	めいよそうりょうじかん 名譽総領事館
チリ共和国	03-3452-7561	たいしかん 大使館
中華人民共和国	03-3403-3388	たいしかん 大使館
コロンビア共和国	03-3440-6451	たいしかん 大使館
コンゴ共和国	03-6427-7858	たいしかん 大使館
コンゴ民主共和国	03-6456-4394	たいしかん 大使館
コスタリカ共和国	03-6434-0426	たいしかん 大使館
コートジボワール共和国	03-5454-1401	たいしかん 大使館

くに　なまえ 国の名前	でんわ 電話	ざいがいこうかん　しゅるい 在外公館の種類
クロアチア共和国	03-5469-3014	たいしかん 大使館
キューバ共和国	03-5570-3182	たいしかん 大使館
キプロス共和国	03-6432-5040	たいしかん 大使館
チェコ共和国	03-3400-8122	たいしかん 大使館
デンマーク王国	03-3496-3001	たいしかん 大使館
ジブチ共和国	03-3440-3115	たいしかん 大使館
ドミニカ共和国	03-6268-9085-	たいしかん 大使館
エクアドル共和国	03-6441-0122	たいしかん 大使館
エジプト・アラブ共和国	03-3770-8022	たいしかん 大使館
エルサルバドル共和国	03-6804-2177	たいしかん 大使館
エリトリア国	03-5791-1815	たいしかん 大使館
エストニア共和国	03-5412-7281	たいしかん 大使館
エチオピア連邦民主共和国	03-5420-6860	たいしかん 大使館
フィンランド	03-5447-6000	たいしかん 大使館
斐ジー共和国	03-3587-2038	たいしかん 大使館
フランス共和国	03-5798-6000	たいしかん 大使館
ガボン共和国	03-5430-9171	たいしかん 大使館
ジョージア	03-4361-4470	たいしかん 大使館
ドイツ連邦共和国	03-5791-7700	たいしかん 大使館
ガーナ共和国	03-5410-8631	たいしかん 大使館
ギリシャ共和国	03-3403-0871	たいしかん 大使館
グアテマラ共和国	03-5797-7502	たいしかん 大使館
ギニア共和国	03-3770-4640	たいしかん 大使館
ハイチ共和国	03-6277-8413	たいしかん 大使館
ホンジュラス共和国	03-4361-8142	たいしかん 大使館
ハンガリー共和国	03-5730-7120	たいしかん 大使館
アイスランド共和国	03-3447-1944	たいしかん 大使館
インド	03-3262-2391	たいしかん 大使館
インドネシア共和国	03-3441-4201	たいしかん 大使館
イラン・イスラム共和国	03-3446-8011	たいしかん 大使館
イラク共和国	03-5790-5311	たいしかん 大使館
アイルランド	03-3263-0695	たいしかん 大使館
イスラエル国	03-3264-0911	たいしかん 大使館
イタリア	03-3453-5291	たいしかん 大使館
ジャマイカ	03-3435-1861	たいしかん 大使館
ヨルダン・ハシェミット王国	03-5478-7177	たいしかん 大使館
カザフスタン共和国	03-3589-1821	たいしかん 大使館
ケニア共和国	03-3723-4006	たいしかん 大使館
大韓民国	03-3452-7611	たいしかん 大使館
コンゴ共和国	03-6809-2577	たいしかん 大使館

くに　なまえ 国の名前	でんわ 電話	ざいがいこうかん　しゅるい 在外公館の種類
クウェート国	03-3455-0361	たいしかん 大使館
キルギス共和国	03-6453-8277	たいしかん 大使館
ラトビア共和国	03-3467-6888	たいしかん 大使館
ラオス人民民主共和国	03-5411-2291	たいしかん 大使館
レバノン共和国	03-6451-2981	たいしかん 大使館
レソト王国	03-3584-7455	たいしかん 大使館
リベリア共和国	03-5228-6751	たいしかん 大使館
リビア	03-3477-0701	たいしかん 大使館
リトニア共和国	03-3408-5091	たいしかん 大使館
ルクセンブルグ大公国	03-3265-9621	たいしかん 大使館
北マケドニア共和国	03-6868-7110	たいしかん 大使館
マダガスカル共和国	03-3446-7252	たいしかん 大使館
マラウイ共和国	03-3449-3010	たいしかん 大使館
マレーシア	03-3476-3840	たいしかん 大使館
モルディブ共和国	03-6272-6700	たいしかん 大使館
マリ共和国	03-5447-6881	たいしかん 大使館
マルタ共和国	03-5404-3450	たいしかん 大使館
マーシャル諸島共和国	03-6432-0557	たいしかん 大使館
モーリタニア・イスラム共和国	03-6712-2147	たいしかん 大使館
モーリシャス共和国	03-3587-7590	名譽領事館
メキシコ合衆国	03-3581-1131	たいしかん 大使館
ミクロネシア連邦	03-6452-2540	たいしかん 大使館
モルドバ共和国	03-5225-1622	たいしかん 大使館
モナコ公国	03-3211-4994	めいよそうりょうじかん 名譽総領事館
モンゴル国	03-3469-2088	たいしかん 大使館
モロッコ王国	03-5485-7171	たいしかん 大使館
モザンビーク共和国	03-5760-6271	たいしかん 大使館
ミャンマー連邦共和国	03-3441-9291	たいしかん 大使館
ナミビア共和国	03-6426-5460	たいしかん 大使館
ネパール連邦民主共和国	03-3713-6241	たいしかん 大使館
オランダ王国	03-5776-5400	たいしかん 大使館
ニュージーランド	03-3467-2271	たいしかん 大使館
ニカラグア共和国	03-6265-0411	たいしかん 大使館
ニジェール共和国	03-6384-0236	めいよりょうじかん 名譽領事館
ナイジェリア連邦共和国	03-5425-8011	たいしかん 大使館
ノルウェー王国	03-5422-1200	たいしかん 大使館
オマーン国	03-5468-1088	たいしかん 大使館
パキスタン・イスラム共和国	03-5421-7741	たいしかん 大使館
パラオ共和国	03-5797-7480	たいしかん 大使館
パナマ共和国	03-3505-3661	たいしかん 大使館

くに　なまえ 国の名前	でんわ 電話	ざいがいこうかん　しゅるい 在外公館の種類
パプアニューギニア	03-3710-7001	たいしかん 大使館
パラグアイ共和国	03-3265-5271	たいしかん 大使館
ペルー共和国	03-3406-4243	たいしかん 大使館
フィリピン共和国	03-5562-1600	たいしかん 大使館
ポーランド共和国	03-5794-7020	たいしかん 大使館
ポルトガル共和国	03-6447-7870	たいしかん 大使館
カタール国	03-5475-0613	たいしかん 大使館
ルーマニア	03-3479-0311	たいしかん 大使館
ロシア連邦	03-3583-4224	たいしかん 大使館
ルワンダ共和国	03-5752-4255	たいしかん 大使館
サモア独立国	03-6228-3692	たいしかん 大使館
サンマリノ共和国	03-5414-7745	たいしかん 大使館
サントメ・プリンシペ民主共和国	03-6206-2572	めいよりょうじかん 名誉領事館
サウジアラビア王国	03-3589-5241	たいしかん 大使館
セネガル共和国	03-3464-8451	たいしかん 大使館
セルビア共和国	03-3447-3571	たいしかん 大使館
セーシェル共和国	03-3264-1022	めいよりょうじかん 名誉総領事館
シンガポール共和国	03-3586-9111	たいしかん 大使館
スロバキア共和国	03-3451-2200	たいしかん 大使館
スロベニア共和国	03-5468-6275	たいしかん 大使館
ソロモン諸島	03-3562-7490	めいよりょうじかん 名誉領事館
南アフリカ共和国	03-3265-3366	たいしかん 大使館
南スーダン	03-6807-4350	たいしかん 大使館
スペイン王国	03-3583-8531	たいしかん 大使館
スリランカ民主社会主义共和国	03-3440-6911	たいしかん 大使館
スーダン共和国	03-5729-6170	たいしかん 大使館
スウェーデン王国	03-5562-5050	たいしかん 大使館
スイス	03-5449-8400	たいしかん 大使館
シリア・アラブ共和国	03-3586-8977	たいしかん 大使館
タジキスタン共和国	03-6721-7455	たいしかん 大使館
タンザニア連合共和国	03-3425-4531	たいしかん 大使館
タイ王国	03-5789-2433	たいしかん 大使館
東ティモール民主共和国	03-3238-0210	たいしかん 大使館
トーゴ共和国	03-6421-1064	たいしかん 大使館
トンガ王国	03-6441-2481	たいしかん 大使館
チュニジア共和国	03-3511-6622	たいしかん 大使館
トルコ共和国	03-6439-5700	たいしかん 大使館
トルクmenistan	03-5766-1150	たいしかん 大使館
ツバル	03-6857-7253	めいよりょうじかん 名誉総領事館
ウガンダ共和国	03-6384-5517	たいしかん 大使館

くに　なまえ 国の名前	でんわ 電話	ざいがいこうかん　しゆるい 在外公館の種類
ウクライナ	03-5474-9770	たいしかん 大使館
アラブ首長国連邦	03-5489-0804	たいしかん 大使館
英國	03-5211-1100	たいしかん 大使館
アメリカ合衆国	03-3224-5000	たいしかん 大使館
ウルグアイ東方共和国	03-6452-9150	たいしかん 大使館
ウズベキスタン共和国	03-6277-2166	たいしかん 大使館
バチカン市国	03-3263-6851	たいしかん 大使館
ベネズエラ・ボリバル共和国	03-6275-2361	たいしかん 大使館
ベトナム社会主義共和国	03-3466-3311	たいしかん 大使館
イエメン共和国	03-6261-9026	たいしかん 大使館
ザンビア共和国	03-3491-0121	たいしかん 大使館
ジンバブエ共和国	03-6416-8434	たいしかん 大使館
ニウエ	03-6712-6212	めいよりょじかん 名誉領事館
セントピニセント及びグレナディーン諸島	090-1053-1160	めいよりょじかん 名誉領事館
コモロ連合	03-6433-5769	めいよりょじかん 名誉領事館
欧洲連合代表部	03-5422-6001	
国連広報センター	03-5467-4451	

にほん　たいしかん　しごと　とうきょう　たいしかん　ちゅうう
日本には バハマ大使館はありません。ビザなどの 仕事は 東京の イギリス大使館が しています。注意して ください。

■ 県内の市役所、町・村役場

じょうそんめい 市町村名	じ (ローマ字)	じゅうしょ 住所	でんわ 電話
千葉県	Chiba ken	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	043-223-2110
千葉市	Chiba-shi	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5111
習志野市	Narashino-shi	〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1	047-451-1151
八千代市	Yachiyo-shi	〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5	047-483-1151
市川市	Ichikawa-shi	〒272-8501 市川市八幡 1-1-1	047-334-1111
船橋市	Funabashi-shi	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25	047-436-2111
浦安市	Urayasu-shi	〒279-8501 浦安市猫実1-1-1	047-351-1111
松戸市	Matsudo-shi	〒271-8588 松戸市根本 387-5	047-366-1111
流山市	Nagareyama-shi	〒270-0192 流山市平和台1-1-1	04-7158-1111
鎌ヶ谷市	Kamagaya-shi	〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	047-445-1141
野田市	Noda-shi	〒278-8550 野田市鶴奉 7-1	04-7125-1111
柏市	Kashiwa-shi	〒277-8505 柏市柏 5-10-1	04-7167-1111
我孫子市	Abiko-shi	〒270-1192 我孫子市我孫子 1858	04-7185-1111
成田市	Narita-shi	〒286-8585 成田市花崎町760	0476-22-1111
佐倉市	Sakura-shi	〒285-8501 佐倉市海隣寺町97	043-484-1111

しちょうそんめい 市町村名	じ (ローマ字)	じゅうしょ 住所	でんわ 電話
よつかいどうし 四街道市	Yotsukaido-shi	〒284-8555 四街道市鹿渡無番地	043-421-2111
やちまたし 八街市	Yachimata-shi	〒289-1192 八街市八街 ほ 35-29	043-443-1111
いんざいし 印西市	Inzai-shi	〒270-1396 印西市大森 2364-2	0476-42-5111
しろいし 白井市	Shiroi-shi	〒270-1492 白井市復 1123	047-492-1111
とみさとし 富里市	Tomisato-shi	〒286-0292 富里市七栄 652-1	0476-93-1111
さかえまち 栄町	Sakae-machi	〒270-1592 印旛郡栄町安食台 1-2	0476-95-1111
しそいまち 酒々井町	Shisui-machi	〒285-8510 印旛郡酒々井町中央台 4-11	043-496-1171
かとりし 香取市	Katori-shi	〒287-8501 香取市佐原 口 2127	0478-54-1111
こうざきまち 神崎町	Kozaki-machi	〒289-0292 香取郡神崎町神崎本宿163	0478-72-2111
たこまち 多古町	Tako-machi	〒289-2292 香取郡多古町多古 584	0479-76-2611
とうのしまち 東庄町	Tonoshio-machi	〒289-0692 香取郡東庄町笠川 い 4713-131	0478-86-1111
ちうし 銚子市	Choshi-shi	〒288-8601 銚子市若宮町1-1	0479-24-8181
あさひし 旭市	Asahi-shi	〒289-2595 旭市 二 2132	0479-62-1212
そうき 匝瑳市	Sosa-shi	〒289-2198 匝瑳市八日市場 ハ 793-2	0479-73-0084
とうがねし 東金市	Togane-shi	〒283-8511 東金市東岩崎 1-1	0475-50-1111
さんむし 山武市	Sanmu-shi	〒289-1392 山武市殿台 296	0475-80-1112
おおみしらさとし 大網白里市	Oami Shirasato-shi	〒299-3292 大網白里市大網115-2	0475-70-0300
くじゅうくりまち 九十九里町	Kujukuri-machi	〒283-0195 山武郡九十九里町片貝4099	0475-70-3100
しばやままち 芝山町	Shibayama-machi	〒289-1692 山武郡芝山町小池992	0479-77-3901
よこしばひかりまち 横芝光町	Yokoshiba Hikari-machi	〒289-1793 山武郡横芝光町宮川11902	0479-84-1211
もばらし 茂原市	Mobara-shi	〒297-8511 茂原市道表1	0475-23-2111
かつうらし 勝浦市	Katsuura-shi	〒299-5292 勝浦市新官1343-1	0470-73-1211
いすみ市	Isumi-shi	〒298-8501 いすみ市大原 7400-1	0470-62-1111
いちのみやまち 一宮町	Ichinomiya-machi	〒299-4396 長生郡一宮町上宮2457	0475-42-2111
むつざわまち 睦沢町	Mutsuzawa-machi	〒299-4492 長生郡睦沢町下之郷1650-1	0475-44-1111
ちうせいむら 長生村	Chosei-mura	〒299-4394 長生郡長生村本郷1-77	0475-32-2111
しらこまち 白子町	Shirako-machi	〒299-4292 長生郡白子町関 5074-2	0475-33-2111
ながらまち 長柄町	Nagara-machi	〒297-0298 長生郡長柄町桜谷712	0475-35-2111
ちようなんまち 長南町	Chonan-machi	〒297-0192 長生郡長南町長南2110	0475-46-2111
おおたきまち 大多喜町	Otaki-machi	〒298-0292 美隅郡大多喜町大多喜 93	0470-82-2111
おんじくまち 御宿町	Onjuku-machi	〒299-5192 美隅郡御宿町須賀1522	0470-68-2511
たてやまし 館山市	Tateyama-shi	〒294-8601 館山市北条1145-1	0470-22-3111
かもがわし 鴨川市	Kamogawa-shi	〒296-8601 鴨川市横渚1450	04-7092-1111
みなみぼうそうし 南房総市	Minami Boso-shi	〒299-2492 南房総市富浦町青木 28	0470-33-1021
きょなんまち 鋸南町	Kyonan-machi	〒299-2192 安房郡鋸南町下佐久間3458	0470-55-2111
きさらづし 木更津市	Kisarazu-shi	〒292-8501 木更津市富士見1-2-1	0438-23-7111
きみつし 君津市	Kimitsu-shi	〒299-1192 君津市久保 2-13-1	0439-56-1581
ふつしき 富津市	Futtsu-shi	〒293-8506 富津市下飯野 2443	0439-80-1222
そでがうらし 袖ヶ浦市	Sodegaura-shi	〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1-1	0438-62-2111
いちはらし 市原市	Ichihara-shi	〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1	0436-22-1111

こくさいこうりゅうきょうかい
■ 国際交流協会

なまえ 名前	えいご 英語 English	じゆうしょ 住所	でんわ 電話とFAXの番号 ばんごう
ちばけんこくさいこうりゅう 千葉県国際交流センター	Chiba International Center	〒261-8501 千葉市美浜区中瀬 1-3 幕張テクノ ガーデン D棟14階	Tel: 043-297-0245 Fax: 043-297-2753
こうざい (公財) ちばしこくさいこうりゅうきょうかい 千葉市国際交流協会	Chiba City International Association	〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト 第一生命ビルディング 2階	Tel: 043-306-1034 Fax: 043-306-1042
ならしのしこくさいこうりゅうきょうかい 習志野市国際交流協会	Narashino International Association	〒275-0016 習志野市津田沼5-12-12 サンロード津田沼 6階	Tel: 047-452-2650 Fax: 047-452-2650
やちよしこくさいこうりゅうきょうかい 八千代市国際交流協会	Yachiyo International Association	〒276-0027 八千代市村上団地2-9-103	Tel: 047-752-0593 Fax: 047-752-0593
いちかわしこくさいこうりゅうきょうかい 市川市国際交流協会	Ichikawa International Exchange Association	〒272-0021 市川市八幡2-4-8 3階	Tel: 047-332-0100 Fax: 047-332-0101
ふなばしこくさいこうりゅうきょうかい 船橋市国際交流協会	Funabashi International Relations Association	〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25 船橋市国際交流課	Tel: 047-436-2083 Fax: 047-436-2089
うらやすしこくさいこうりゅうきょうかい 浦安市国際交流協会	Urayasu International Friendship Association	〒279-0004 浦安市猫実1-12-38 集合事務所 3F	Tel: 047-381-5931 Fax: 047-381-8822
こうざい (公財) まつどしこくさいこうりゅうきょうかい 松戸市国際交流協会	Matsudo International Exchange Association	〒271-0092 松戸市松戸1307-1 松戸ビルディング 4階	Tel: 047-711-9511 Fax: 047-308-6789
ながれやましこくさいこうりゅうきょうかい 流山市国際交流協会	Nagareyama International Friendship Association	〒270-0144 流山市前ヶ崎625-1	Tel: 04-7128-6007
かまがやしこくさいこうりゅうきょうかい 鎌ヶ谷市国際交流協会	Kamagaya International Friendship Association	〒273-0101 鎌ヶ谷市富塚1-1-3 きらり鎌ヶ谷市民会館3階	Tel: 070-8906-3350
のだしこくさいこうりゅうきょうかい 野田市国際交流協会	Noda International Association	〒278-8550 野田市鶴奉 7-1 野田市企画調整課	Tel: 04-7123-1065 Fax: 04-7122-1557
かしわしこくさいこうりゅうきょうかい 柏市国際交流協会	Kashiwa International Relations Association	〒277-0005 柏市柏 1-7-1-301 パレット柏	Tel: 04-7157-0281 Fax: 04-7165-7321
あびこしこくさいこうりゅうきょうかい 我孫子市国際交流協会	Abiko International Relation Association	〒270-1166 我孫子市我孫子4-11-1 あびこ市民プラザ	Tel: 04-7183-1231 Fax: 04-7183-2005
なりたしこくさいこうりゅうきょうかい 成田市国際交流協会	Narita International Friendship Society	〒286-8585 成田市花崎町760 成田市文化国際課	Tel: 0476-23-3231 Fax: 0476-22-4494

なまえ 名前	えいご 英語 English	じゅうしょ 住所	でんわ 電話とFAXの番号 ばんごう
こうざい さくら こくさいこうりゆうききん (公財)佐倉国際交流基金	Sakura International Exchange Foundation	〒285-0025 さくら しかぶらぎまち 佐倉市鎌木町198-2 レインボープラザ佐倉 2階	Tel: 043-484-6326 Fax:043-484-6326
よつかいどうしこくさいこうりゆうきょうかい 四街道市国際交流協会	Yotsukaido Cross Cultural Association	〒284-0003 よつかいどうしきかわたし 四街道市鹿渡 2001-10 よつかいどうしゃくしょだいにちょうしゃ かい 四街道市役所第二庁舎1階	Tel: 043-312-6173 Fax:043-312-6176
やちまたしこくさいこうりゆうきょうかい 八街市国際交流協会	Yachimata City International Friendship Association	〒289-1192 やちまたし やちまた 八街市八街ほ 35-29	Tel: 043-443-1114
いんざいしこくさいこうりゆうきょうかい 印西市国際交流協会	Inzai City International Friendship Association	〒270-1327 いんざいし 印西市大森 3370	Tel:070-5519-1661
しろいこくさいこうりゆうきょうかい 白井国際交流協会	International Friendship Association of Shiroi	〒270-1431 しろいし ね 白井市根116-32 川上ビル 2階202	Tel: 047-497-3040 Fax:047-497-3040
とみさとこくさいこうりゆうきょうかい 富里国際交流協会	Tomisato International Exchange Association	〒286-0221 とみさとしななえ 富里市七栄 652-1 とみさとし やくしょし みんかつどうすいしんか 富里市役所市民活動推進課	Tel: 0476-93-1117 Fax:0476-93-4123
かとりしこくさいこうりゆうきょうかい 香取市国際交流協会	Katori International Friendship Association	〒287-8501 かとりしさわら 香取市佐原口 2127 かとりし し みんきょうどうか 香取市市民協働課	Tel: 0478-50-1261 Fax:0478-52-4566
ちょうしきこくさいこうりゆうきょうかい 銚子市国際交流協会	Choshi International & Multicultural Association	〒288-8601 ちょうしきわかみやわちょう 銚子市若宮町1-1 ちょうしきやくしょき かくかきかくしつ 銚子市役所企画課企画室	Tel: 0479-24-8904 Fax:0479-25-4044
そうさしこくさいこうりゆうきょうかい 匝瑳市国際交流協会	Sosa International Friendship Association	〒289-2198 そうさしそうか いちば 匝瑳市八日市場ハ 793-2 そうさしきかくか 匝瑳市企画課	Tel: 0479-73-0081 Fax:0479-72-1114
とうがねこくさいこうりゆうきょうかい 東金国際交流協会	Togane International Friendship Association	〒283-8511 とうがね ひがしいわき 東金市東岩崎1-1	Tel: 0475-50-1114 Fax:0475-50-1299
おおあみしらさとしこくさいこうりゆう きょうかい 大網白里市国際交流協会	Oami-Shirasato International Friendship Association	〒299-3265 おおあみしらさとしかみかいづか 大網白里市上貝塚253-5 おおあみしらさとしきょようくいん かいしょうがいがくしゅうか 大網白里市教育委員会生涯学習課	Tel: 0475-70-0380 Fax:0475-72-9115
もばらしこくさいこうりゆうきょうかい 茂原市国際交流協会	Mobara International Friendship Association	〒297-8511 もばらしどうびょう 茂原市道表 1 茂原市企画政策課	Tel: 0475-20-1651 Fax:0475-20-1603
しこくさいこうりゆうきょうかい いすみ市国際交流協会	Isumi-city International Exchange Association	〒298-8501 し おおはら いすみ市大原7400-1 し がつこうきょういくか いすみ市学校教育課	Tel: 0470-62-3621 Fax:0470-62-2835
おおたきまちこくさいこうりゆうきょうかい 大多喜町国際交流協会	Otaki International Association	〒298-0292 いすみぐんおおたきまち おおたき 夷隅郡大多喜町大多喜93 おおたきまち かくか 大多喜町企画課	Tel: 0470-82-2112 Fax:0470-82-4461

なまえ 名前	えいご 英語 English	じゅうしょ 住所	でんわ 電話とFAXの番号 ばんごう
おんじゅくまちこくさいこうりゆうきょうかい 御宿町国際交流協会	Onjuku International Friendship Association	〒299-5192 いすみぐんおんじゅくまち す か 夷隅郡御宿町須賀1522 おんじゅくまちさんぎょかんこうか 御宿町産業観光課	Tel: 0470-68-2513 Fax: 0470-68-3293
たてやまこくさいこうりゆうきょうかい 館山国際交流協会	Tateyama Kokusai Koryu Kyokai	〒294-0054 たてやましのみなと 館山市湊354-6	Tel: 0470-28-5468 Fax: 0470-28-5468
かもがわしこくさいこうりゆうきょうかい 鴨川市国際交流協会	Kamogawa International Relations Association	〒296-8601 かもがわしよこすか おんじゅくまちさんぎょかんこうか 鴨川市市民生活課 1450 鴨川市市民せいかつか	Tel: 04-7093-5931 Fax: 04-7093-4145
みなみぼうそうこくさいこうりゆうきょうかい 南房総国際交流協会	Minamiboso International Exchange Association	〒299-2492 みなみぼうそうじとみうらちょうあ おき 南房総市富浦町青木28 みなみぼうそうじき かくざいせいか 南房総市企画財政課	Tel: 0470-33-1001 Fax: 0470-20-4598
きさらづしこくさいこうりゆうきょうかい 木更津市国際交流協会	Kisarazu International Friendship Association	〒292-0055 木更津市朝日3-10-19 きさらづしあさひちょうしや 木更津市朝日庁舎ちいききょうせいいしんか 地域共生推進課	Tel: 0438-38-6736 Fax: 0438-25-3566
きみつしこくさいこうりゆうきょうかい 君津市国際交流協会	Kimitsu International Exchange Society	〒299-1152 きみつしくほ 君津市久保 2-11-21	Tel: 0439-54-9877 Fax: 0439-54-9877
ふつしこくさいこうりゆうきょうかい 富津市国際交流協会	Futtsu International Relationship Association	〒293-8506 ふつしそもいの 富津市下飯野2443 ふつしきかくか 富津市企画課	Tel: 0439-80-1223 Fax: 0439-80-1350
そでがうらしこくさいこうりゆうきょうかい 袖ヶ浦市国際交流協会	Sodegaura International Friendship Association	〒299-0292 そでがうらしきどいちば 袖ヶ浦市坂戸市場1-1 そでがうらしじみんきょうどうすいしんか 袖ヶ浦市市民協働推進課	Tel: 0438-62-3102 Fax: 0438-62-3165
いちはらしこくさいこうりゆうきょうかい 市原市国際交流協会	Ichihara International Association	〒290-8501 いちはらしこぶんじだいちゅうおう 市原市国分寺台中央1-1-1 いちはらしかんこう こくさいこうりゆうか 市原市観光・国際交流課	Tel: 0436-23-9826 Fax: 0436-21-0332

「ハローちば」

せいかつ ほん にほんご
生活の本(やさしい日本語)

ひねんがつ
つくった日: 2025年 3月

ちばけんそうごうきかくぶこくさいか
つくったところ: 千葉県総合企画部国際課